

三 稅務監督局の創設

46 明治35年11月 稅務監督局官制に付大藏大臣内訓

税務監督局長

今般稅務官制改正相成候ニ付テハ、心得ノ為メ左記各項内訓候条、其趣旨ヲ服膺シ事務ノ成績ヲ挙クルコトニ相力ム
ヘシ

一 官制改正ノ大要ハ稅務署ヲ以テ稅務行政ノ執行機關ト為シ、第一次ニ於テ稅務監督局之ヲ監督シ、第二次ニ於テ
大藏省之ヲ監督スルニ在リ

二 稅務署ヲ以テ執行機關ト為シタルハ、事務ヲ簡捷ニシ運用ノ敏活ヲ期スルニ出テタルモノニシテ、當該官吏ハ之
ニ依リ其職權ノ範囲ヲ拡張セラレタルト同時ニ、職責ニ一層ノ重ヲ加ヘラレタルモノナリ、能ク忠実ニ職務ヲ執
行シ稅務行政ノ舉行ヲ計ルヘシ

三 稅務管理局ヲ改メテ稅務監督局トシ之ヲ監督機關ト為シタルハ、五百以上ニ上ル執行機關ニ對シテハ適宜ノ地方
区画ニ依ル監督機關ヲ置キ、以テ常ニ注视ヲ怠ラサルニ非サレハ、能ク其忠実ナル執務ヲ期スヘカラスト為シタ
ルニ因ルモノナリ、故ニ稅務監督局ニ於テハ稅務署ノ法令執行其宜ヲ得ルヤ否ヤヲ監督シ、吏員ノ忠実堪能ナル
執務ニ因リ徵稅ノ目的ヲ完フルコトニ注意スヘシ

四 改正官制ハ吏員ノ數ヲ減スルト共ニ其地位ヲ高メ、堪能ノ人材ヲシテ機敏ニ活動セシメ、以テ行政ノ好果ヲ収メ
ントスルノ趣旨ヲ以テ制定セラレタルモノナリ、稅務監督局長タル者ハ特ニ此ノ意ヲ体シ、能ラ挙ケ才ニ任スル
コトニ注意スヘキハ勿論、自己ノ執務モ亦常ニ此趣旨ニ適スルコトヲ期スルヲ要ス

五

税務監督局ハ税務署ヲ監督スルヲ以テ其ノ任ト為スヲ以テ、局長ハ時々各税務署ヲ視閲シ事務ノ全体ニ涉リテ執行ノ當否ヲ査覈シ、苟モ其當ヲ得サルモノナカラシムルヲ期スヘシ

六

税務署ノ事務ヲ監督スルハ各署ニ就テ視閲スルコト最必要ナリト雖、税務吏員ノ外勤事務特ニ間接国税ノ検査定事務ノ監督ニ至テハ、各署ニ就テ視閲スルノ外更ニ監督者自ラ検査ヲ執行シ、之ヲ以テ税務吏員ノ検査事績ニ对照スルニ非サレハ、吏員執務ノ忠実堪能ナルヤ否ヤヲ適実ニ監督スルコト能ハサルモノナリ、税務監督局官制中局長ハ部下ノ官吏ヲシテ間接国税ニ閔スル検査ヲ行ハシムルコトヲ得ル旨ヲ規定シタルハ、實ニ局長ヲシテ適実ニ監督ノ任務ヲ尽サシメムトスルノ趣旨ニ出テタルモノニシテ、税務監督局ニ事務官ヲ置キタルモ、亦之ヲシテ局長ノ命ヲ受ケ此ノ任務ニ当ラシメントシタルニ外ナラス、蓋シ税務官吏ノ如ク往々不正ノ誘惑ニ遭フノ虞アル者ニ対シテ適実ニ監督ヲ為サムトセハ、先ツ以テ忠実堪能ナル監督者ヲ得サルヘカラス、而シテ忠実堪能ナル監督者ヲ得ルハ素ヨリ其選任ノ宜ヲ得ルニ在リト雖、相当ノ地位ヲ与ヘテ之ヲ担保スルコトモ亦頗ル必要トス、故ニ改正官制ニ於テハ高等官タル事務官五十九人ヲ各局ニ配置シ、五六ノ監督局ニシテ事務ノ特ニ繁多ナル場所ニ於テ、其一人ヲシテ局長ノ事務ヲ補佐セシムルハ格別、其他ノ事務官ハ總テ前記ノ任務ニ当ラシメ、以テ監督ノ実ヲ拳ケムコトヲ期スルモノナリ、局長ハ此意ヲ体シ事務官ヲ置キタル所以ノ趣旨ニ背馳セサルコトニ注意スヘシ、但シ事務官ノミヲシテ検査ニ從事セシムルヲ以テ監督上不足ヲ見ル場合ニ於テ、忠実堪能ノ税務属ヲシテ同一ノ任務ニ当ラシムルコトハ何等ノ妨ナキモノトス

七 現行間接国税犯則者処分法ノ下ニ於テハ、税務監督局吏員ハ間接税ノ検査ヲ行フ場合ニ於テ犯則ヲ発見シタルトキハ、直ニ証憑ノ取集ヲ為スコトハ穩当ナラズ、故ニ此ノ如キ場合ニ於テハ機宜ノ処置ヲ為シ、速ニ当該税務署収税官吏ヲシテ犯則調査ヲ為サシムルノ手続ヲ為スコトヲ要ス、但シ目下此ノ不備ヲ補フノ趣旨ヲ以テ法律ノ改

正計畫中ナルヲ以テ、早晚敏捷ナル執行ヲ為スコトヲ得ルニ至ルヘシ

八 改正官制ハ税務署ヲ以テ執行機關トシ、税務監督局ヲ以テ其上級官庁ト為シタルヲ以テ、税務署長ノ处分ニ對シ

訴願ヲ許シタルモノニ付テハ監督局長其訴願ノ裁決ヲ為スヘキモノトス

九 嘗業税法、嘗業税法施行規則、酒造組合規則等ニ於テ税務管理局又ハ税務管理局長トアルハ、總テ税務監督局又ハ税務監督局長ノ儀ト心得ヘシ

右内訓ス

明治三十五年十一月五日

大蔵大臣男爵 曾祢荒助

(昭55 大阪 8)

47 明治35年11月 税務監督局長・税務署長委任事項

官房職乙第三六二号

税務監督局長

税務署長

税務監督局長・税務署長委任事項、別紙ノ通相定ム

明治三十五年十一月五日

大蔵大臣男爵 曾祢荒助
印

税務監督局長委任事項

税務監督局長専行スルコトヲ得ヘキ事項、左ノ如シ

一 管内税務署定員ヲ定ムル事

二 管内税務署判任官ニ勤務地ヲ指定スル事、但判任税務署長ノ補職ハ此限ニ在ラズ

三 局員ニ執務ヲ命スル事

四 月俸十五円未満ノ局署ノ判任官任免ノ事

五 局署ノ雇員以下進退ノ事

六 局ノ出納官吏、会計官吏及会計規則第九十一条第一項ノ検査官吏、第九十二条ノ立会員、第一百条ノ計算書ヲ調製セシムヘキ官吏任命ノ事

七 局署員ノ帰省、看護、転地療養願ノ許可、及局員ノ忌引、除服出仕ノ事

上請及具申ヲ要スヘキ事項、左ノ如シ

一 高等官ノ管外旅行ヲ上請スル事

但、税務官ノ所属監督局管内旅行ハ所属監督局長ニ於テ許否スルコトヲ得

二 税務監督局間ニ於ケル判任官ノ転任ハ、両局長協議ヲ遂ケ具申スル事

三 局・署処務細則ノ規定及変更ヲ具申スル事

四 事体ノ特ニ重要ナルモノハ上請ノ事

但、急施ヲ要シ稟議ニ邊ナキモノハ处分ノ後直ニ具申ノ事

税務署長委任事項

税務署長ノ専行スルコトヲ得ヘキ事項、左ノ如シ

一 署員ニ執務ヲ命スル事

二 署員ノ忌引、除服出仕ノ事

三 出納官吏、会計官吏及会計規則第九十九条第一項ノ検査官吏、第九十二条ノ立会員、第一百条ノ計算書ヲ調製セシムヘキ官吏任命ノ事

税務監督局長ヘ申請ヲ要スヘキ事項、左ノ如シ

一所轄外出張ノ事

但、至急ノ場合ハ決行ノ後其事由ヲ具シ直ニ上申ノ事

二 事体ノ特ニ重要ナルモノハ申請ノ事

但、急施ヲ要シ稟議ニ違ナキモノハ处分ノ後直ニ上申ノコト

48 明治36年1月 署長会議における局長演述要領

税務署長

過般署長会議ニ於ケル演述要領別紙送付ス

明治三十六年一月二十三日

広島税務監督局長 岩崎奇二印

(昭55 大阪 8)

明治三十五年十二月五日局長演述要領

今回諸君ノ出局ヲ促シタルハ官制改正ノ趣旨目的ヲ述へ諸君ノ注意ヲ乞ハンカ為ナリ、改正ノ趣旨ハ過般一応内訓ヲ發シタルニ依リ諸君ニ於テ了知セラルゝナラント信スルモ、尚親シク演述ヲ要スル事項ナキニアラス、即チ今日ノ会同ヲ促シタル所以ナリ、但新官制実施後速ニ召集ノ筈ナリシモ、生憎病氣ノ為十数日ヲ経過シ開会スルノ止ムヲ得サルニ至レリ

諸君ハ新官制ノ規程及内訓等ニ依リ、向後執フアルヘキ方針ニ付テハ諸君ノ胸中既ニ意見ノ一定セルモノアラン、而シテ其意見ハ自分ノ演述セントスル所ト符合スヘキヲ信ス、果シテ意見ノ一致スルアランカ、諸君ノ自信力ハ愈堅固トナリ、今後一直線ニ其所信ヲ遂行セラルゝニ至ラハ、税務整理ノ目的ヲ達シ得ルコト予期ヨリモ猶速カナルヘシ

既往ニ就キ税務管理局及税務署ハ如何ナル事ヲナシツ、アリシヤヲ回顧スレハ、管理局長ハ法令ノ執行官トシテ表面ニ立チナカラ、其裏面ニ於テハ税務署長カ實際執行ノ事務ヲ取扱ヒテ名実相反シタリキ、此ノ如キ不条理ノ事ハアルヘカラサル事ナレトモ、過渡ノ時期ニ於ケル措置トシテ止ムヲ得サリシ所ナラン、実ニ今回ノ改正ハ偶然ノ事ニアラス、順序ヲ逐ヒ経験ヲ積ミテ必要上茲ニ至レモノナレハ、全然事実ニ適合スルモノニシテ税務ノ一進歩ト称スルヲ得ヘク、諸君ト共ニ慶賀セサルヘカラス

從来世人ハ税務官吏ヲ筆算的俗吏ト称シテ之ヲ輕侮スルノ情アリキ、依テ其弊習ヲ脱却セシメンコトヲ期シ、カメテ品操ヲ高尚ナラシムル点ニ留意シ種々画策セン結果、今日ニ於テハ大ニ其面目ヲ改ムルニ至リ、世人ノ觀念モ亦前年ノ比ニアラス、即チ税務官吏ノ品操ヲ高尚ナラシメ世人ノ觀念ヲ改メシタルモノ、亦制度改発ノ一因タラスンハアラサルナリ、然ラハ吾人ハ今日ノ改正制度ニ満足安心シテ可ナルヤト云フニ決シテ然ラス、今一層税務署ノ資格ヲ高メサルヘカラス、是レ余カ一個ノ希望ノミナラス、政府ニ在テモ予期セラルゝ所タルヘキハ、官制上之ヲ推知スルニ

難カラス、何ヲ以テ之ヲ言フ乎、官制上署長ハ税務官ヲ以テ之ニ充ツルヲ本体トナセハナリ、サレハ今後ハ定員ノ改正ヲ行ヘハ署長ハ渾デ高等官タルノ域ニ進マシムルヲ得、但此際一時ニ其制ヲ設ケラレサリシハ、此又自然ノ順序ヲ逐ハンカ為、急激ノ改革ヲ避ケタルモノニ外ナラサルヘン、税務ヲ重要視スルニ至リタルハ前述ノ如クナルモ、往年税務官吏ハ府県ニ属セシヲ以テ、勤モスレハ警察官等トノ權衡ヲ説クモノアリ、我税務官ノミヲシテ遽力ニ高等ノ地位ヲ占ルコトヲ得セシムル能ハサルノ事情ナキニアラサルヘシ、諸君ハ益品操ヲ高ムルコトヲ期シ、益事務ヲ整理スルニ努力セラレハ、自ラ高等ノ地域ニ躋ルノ時機アルヘキヲ疑ハサルナリ

此際諸君ハ税務執行機關トナリシニ満足シ一署ノ長官ヲ以テ自任シ、徒ラニ威儀ヲ弄セント試ムルカ如キコトアラハ、却テ他ノ侮ヲ速クニ至ルヘシ、故ニ独り内部ノミナラス外部ニ対シテモ深ク注意ヲ加ヘ、照会応答等ノ如キモ慎重ニ取扱ヒ、或ハ他ノ感情ヲ害シ、其結果税務上不利益ヲ来タスカ如キコトナカランコトニ留意セラレ、謙遜ヲ以円満ノ効果ヲ得ンコトヲ期セラルヘシ

今後諸君カ責任ヲ帶ヒ一署ノ事務ヲ挙ケラレントセハ、勢親シク手ヲ事務ニ下サ、ルヲ得サル場合多カルヘク、特ニ犯則処分ノ如キハ署長自ラ処理ヲ要スルハ勿論、其他重要ノ事件ハ皆然ラサルヲ得サルヘシ、序ニ参考トシテ一言スヘシ、某監督局長カ当地ニ来ルノ際岡山県下ノ某税務署ニ臨ミタリトテ、某署長ヲ品評シテ曰ク、彼レハ長官然トシテ椅子ニ倚リ卓上一個ノ書類モ存セサリシト、余ハ之ニ応シテ署長ノ執務方ハ処務規程ニモ明定シアリ、倣然トシテ手ヲ空シクシ検印ノミヲ押捺スルモノニアラス、偶々当日ノ事務已ニ整理シテ一書類ヲモ存セサリシナラント弁解シ置ケリ、諸君ハ他人ヲシテ此ノ如キ感ヲ抱カシメサル様注意セラレタシ

余ハ管理局時代ニ於テモ税務ノ成績ハ天下ノ模範タランコトヲ希望シ、諸君ノ精励ニ依リ効果ヲ得タルモノ少カラス、今回官制ノ改正ニ逢ヒタルモ猶当局ニ留任スルコト、ナリタレハ、新官制ノ下ニ在テモ同一ノ希望ヲ有セリ、諸君ハ

不肖ノ予期ヲ念トシ翼賛ノ労ヲ吝マス幸ニ精励事ニ当リ、担任ノ一署ヲシテ他ノ模範タランコトヲ期セラレンコトヲ望ム

管理局時代ニ在テハ一県一局タリシモノアリンモ、監督局ハ二県以上ヲ管轄スルコトトナレリ、即神戸局ニ岡山県ヲ併セラレタルハ是カ為ニシテ、広島局ノ大ニ過ルカ故ニアラサルヘシ、思フニ分割ノ結果ハ当局カ天下ノ模範ヲ期スルニハ最便利ヲ得タリト認ム、由来岡山県ハ事故繁多ニテ間税取締ノ如キハ最困難ヲ極メ、又直税事務ニ在テモ屢受害地ヲ生シ取扱上困難少カラサリシ、是ヲ以テ管理局時代ニ於テ三原ノ歩武ヲ齊ニシ進行セシメント欲シテ、同県ノ為ニ諮詢逡巡セシコト數次ナリキ、今ヨリ之ヲ除却セラレ比較的民情ノ不良ナラサル二県ノミヲ統轄スルコトヽナリタレハ、整理ノ目的ヲ達スルコト最モ速力ナルヘキヲ信ス、其方法ハ他ナシ、從来整理ノ軌道ニ上レル汽罐車ヲシテ蹉跌ナク進行セシムルニアリ、試ニ事務上ニ就キ一二ニ所見ヲ述ヘン

直税中地租ハ無申告ノモノナクシテ条例ニ適合セシメンコトヲ期シ、不完全ナル地図ノ如キハ町村ヲ勧誘シテ着々整理ヲ了シ、税法ヲ円満ニ施行シ人民ヲシテ之ニ依ラシムルヲ要ス、營業税所得税法ハ未タ円満周到ニ施行セラレタリト云フヲ得ス、年々不公平アルモノヲ矯正シ今尚整理中ニ属セリ、要スルニ事實ト調査トヲ符合セシメ甲乙不權衡ナカラシムルヲ目的トセサルヘカラス、而シテ事實ト調査ヲ一致セシムルハ最モ至難ノ事タリ、故ニ先ツ甲乙ノ權衡ヲ誤ラサルヲ期シ、次ニ事實ト調査ノ符合ニ努メ徐々目的ヲ達センコトヲ要ス

間税事務ハ大ニ注意努力セサレハ容易ニ其目的ヲ達スルコト能ハス、新官制ニ於テ事務官ヲ設置セラレシハ其趣旨ノ在ル所ヲ推知スヘク、時機ニ適シタル措置ト云フヲ得ヘシ、我国ノ租税中多額ヲ占ムルハ間税ナリ、故ニ徵税ノ目的ヲ達セんニハ間税ノ取締ヲ周到ナラシメサルヘカラス、其取締方法ノ如キモ大ニ講究セサルヘカラス、其要ハ当事者ヲシテ犯則ヲ為スノ余地ナカラシメ犯則ヲ未然ニ防ク事ヲ期セサルヘカラス、此点ハ深ク諸君ノ注意ヲ望ム、尚細目

ニ至リテハ別途諮問スヘキモ要ハ教ヘテ犯為ナカラシムルニ在リ、強制ヲ以テ之ヲ防カントスルハ彼ヲシテ心服反省セシムルノ勝レルニ如カス、一例ヲ挙クレハ無免許ニテ酒類ヲ製造スルモノアリトセンカ、從来ノ慣習アリテ情状諒察スヘキ感アルモ時勢上之ヲ斟酌スヘキニアラス、故ニ種々ノ方面ヨリ国法ノ犯スヘカラサル事ヲ彼ノ心裏ニ徹底スル様説得シ、然ルモ尚違反ノ行為アラハ断然厳罰ニ處シ機宜ノ措置ニ出テ、以テ目的ヲ達スルヲ期セサルヘカラス、又當業酒造家ニ対シテハ之ヲ指導シテ改善セシムルヲ要スト雖、実行上著シキ効果ナキカ如シ、故ニ屢々臨檢シテ犯則ノ余地ナカラシムル様画策スルヲ要ス、事務官モ置カレ局員ヲシテ検査ニ從事セシムルヲ得ルニ至リシヲ以テ、今後容易ニ改善セシメ難シト認ルモノアラハ、隨時事務官ノ出張ヲ求メ相謀リテ彼ニ警戒ヲ与フル事ヲ怠ラスンハ、彼自ラ反省シテ犯則ヲ未萌ニ防キ得ヘキコトナキヲ保セス

酒造業ノ改良進歩ニ付テハ大ニ獎励ヲ要スルト同時ニ力メテ腐敗酒ナカラシムルヲ期スヘシ、此ハ惟リ當業家ノミナラス実ニ國家ノ利益ナレハナリ、腐敗酒ハ當業家之ヲ秘スルノ弊アルモ税務官吏ハ之ヲ知ルノ便アリ、故ニ苟モ其兆候アリト認メタルトキハ速ニ報告シ技手ノ鑑定ヲ求ムル等適當ノ措置ヲ取ラレタシ、近年山口県下ハ酒造上著シキ改良ノ実ヲ挙ケタルカ如シ、改良ニ熱心ナレハ自然犯則ノ意志モ銷磨スルニ至ルヘシ、品評会開設ノ如キモ又一手段タランカ、反之之広島県ノ酒造界ハ不振ヲ極メ居ルカ如シ、或一部ニ於テハ改良ノ方法ヲ講究セルモノナキニアラスト雖、全般通觀上進歩ノ成蹟ヲ認メ難シ、而モ一二ノ地方ニハ比較的良好ノ酒類ヲ製造セルヨリ見レハ、之ヲ改良スルニ至テハ天下ノ銘酒ヲ製出スルノ望ナキニアラサルヘシ、諸君ノ獎励ヲ望ム

以上ヲ以テ官制改正ニ就キ更ニ諸君ノ注意ヲ乞ハント欲スル要旨ハ粗演述シ尽シタリト信ス、終リニ臨ミ尚一二ノ雜事ヲ述ン

定員減少ノ為執務上多少ノ支障ヲ感セラル、向アランモ、雇員ヲ以テ補充スルノ外救成ノ途ナキニ付、諸君ハ改正定

員タル属僚ヲ指揮鞭撻シテ支障ナク諸事ヲ弁理セラレンコトヲ望ム

天下ノ模範ヲ期スル上ニ付過去ノ計画ニ誤アリシヲ發見セリ、從来ノ実跡ニ徵スレハ邊僻ノ地ニハ比較的機敏ナラサル人ヲ在勤セシメシ傾向アリシカ、中央付近ノ地ハ事情能ク疎通シ諸事便利ナルモ辺僻ノ地ハ通信モ遲延シ事情通徹シ難ク、諸事不便多ク監督モ亦行届カサルヲ以、特ニ敏捷ナル人ヲ選択シテ配置スヘキ必要アリ、将来此主旨ニ依リ署員ヲ配置スヘキニ付、貶黜セラレシ等ノ誤感ヲ懷カサル様予メ注意ヲ促シ置カレンコトヲ望ム
處務規程ハ諸君カ表面ニ立チテ稅務ヲ執行セラル、ニ付、稅務署自ラ編纂セラレ然ルヘキモ、監督上之ヲ一定スルノ必要アリテ本局ニ於テ編纂中ナリ、其内容ニ付テハ可否ノ感ヲ抱カル、向アルヘキモ、整理ノ統一ヲ期シ發布スル次第ニ付其意ヲ諒セラレタシ

監督ノ方法ニ付テモ從来ニ比シ大ニ面目ヲ改ムルニ至ラン、是迄ハ嚴父的慈母的監督ヲ並行シ、表面ニ過失ヲ挙クルカ如キコトナカリシモ、今後ハ署長ノ責任一変セシヲ以、監督上發見セシ事ハ容赦ナク摘發シテ嚴父的ニ取扱ハサルヘカラス、是即局長ノ大臣ニ対スル責務ニシテ止ムヲ得サル事ニ属ス、今ヨリ諸君ハ他ノ掣肘ヲ受ケス依頼心ヲ脱シ独立ノ意見ヲ実地ニ断行シ、甘んシテ其責ニ任スルノ覚悟アランコトヲ要ス、而シテ監督ノ結果ニ依リ相当ノ処分ヲ受クルハ勿論、再三ニシテ猶改善ニ至ラサルモノハ遂ニ一身上ノ処分ヲ免カレサル儀ト了知セラレタシ、要スルニ重大ナル責任ニ対シテハ相當ノ待遇ヲ与ヘラルヘキモ、亦過失ニ対シテハ相當ノ処分ヲ受クルヲ免カレサルヘシ

明治三十六年三月二十五日署長会議ニ於ケル局長「熊本局長水越理庸」演説ノ大要

昨年官制改正ノ當時、不肖乏ヲ當局長ニ承ケ、爾來諸君ト共ニ事ニ從ヒタルモ、今日初テ諸君ト一堂ノ下ニ相見ヘ、茲ニ所思ヲ述フルヲ得ルハ余ノ光榮トスル所也、官制改正ニ就テハ既ニ書面ヲ以テ、出張ノ際ハ談話ヲ以テ其趣旨ヲ明示セシカ故ニ、承知セラル、所ナルヘキモ、余ノ所思ヲ述フルニ當リ更ニ改正ノ趣旨ヲ言明スルハ、當ニ然ルヘキ順序ナルヘシ

官制改正セラレ局署ノ廃合アリシハ、事務ノ處理ニ支障ヲ生セサル限り人民ノ便利ヲ計リ経費ヲ節減スルノ目的ニ外ナラス、稅務署力独立シ稅務ニ専スル法律命令ノ執行機關ト成リタルハ、人民ニ直接スル官吏ヲシテ成ルヘク直ニ处分ヲ為スヲ得セシメ、事務ヲ一層簡捷ニシテ官民ノ便利ヲ企図スルニ在リ、又稅務管理局ヲ稅務監督局ニ改メラレタルハ、從來管理局ハ執行監督二方面ノ事務ヲ執リ來リタレトモ、其ノ職務ヲ分ケ各其ノ責任ヲ明ナラシメンカ為ニシテ、監督局ハ監督ヲ主トシ、局長ヲシテ稅務署ニ対スル事前事後ノ監督ヲ嚴重ニ執行セシメ、地位高キ事務官ヲ置キ補助官ト共ニ間税ノ實地検査ヲ為サシメ、稅務職員ノ検査ト対照セシメテ監督ノ実効ヲ挙ケ、併セテ間税ノ逋脱ヲ防遏スルト同時ニ、一層官紀ヲ厳肅ニシ官吏ノ對面ヲ重ンシ、人民ニ對シテ威信ヲ保持セシムルニアリ
改正趣旨此ノ如シ、吾々當務者ハ此ノ趣旨ヲ体シテ事ニ當リ物ニ臨マサルヘカラス、然ラハ即チ如何ニシテ此ノ趣旨ヲ貫徹セシムヘキカ乞フ、左ニ之ヲ詳述ゼン

第一 局署ノ廃合ニ就テ
管内ニ其ノ事ナキヲ以テ之ヲ略ス

第二 稅務署ノ独立ニ就テ

税務署力独立ノ機関トナリテ税務ニ関スル法律命令ヲ執行シ、当面ノ責任ヲ負フニ至リタルハ実ニ一大革進ト云ハサル可カラス、從来管理局當時ニアリテモ執務方法ハ實際執行ノ大部分ヲ税務署長ニ委任シテ、局長ハ監督ノ地位ニアリタルモノ多カリキ、是等ノ局ニ在テハ此回ノ官制改正ハ從来實際ニ行ヒ來リタル所ヲ官制ノ表面ニ顯ハシタルニ過キサルノ觀アルモ、當局ノ如キハ其突然ラス、重要ナル事務ハ局長ノ直接処分ト為シ、其ノ他ト雖モ經伺ノ上処分セシメタルモノ多ク、局長ハ實際實務ニ当リタルカ故ニ、他局ニ比スルトキハ改正官制ノ実施ハ當局ニ於テ其ノ^ヲ改革ノ殊ニ甚シキモノアリ、職責共ニ新ナルニ至リタリト謂ツヘシ、然ルニ開局以來今日迄ハ從来ノ直接処分事項ヲ一時経伺事項ニ移シテ以テ過渡ノ時代ニ応シタルモ、最早相當ノ日時ヲ経過シタレハ、今回從来ノ經伺事項ヲ全廃シタルカ故ニ、普通ノ事項ハ總テ税務署長ノ專決トシ、異例重要な事項ノミ尚經伺事項トシテ一部存続セシメタリ、今其ノ内容ニ就テ之ヲ概言スレハ左ノ如シ

- 一 稅務署ニ機関ノ設備ナキ事項
- 二 数税務署ニ関連シタル事項
- 三 地方ノ問題トモナルヘキ事項

右ノ改正ニ依リ今回官制改正ノ趣旨タル、事務ノ簡捷ト官民ノ便利トハ之ヲ得ラルヘキヲ信ス、之ト同時ニ諸君ノ任務ハ益重ク、其ノ責任ハ愈大ナリ、故ニ其之ヲ執行スルニ当テハ深ク從来ノ経歷ニ稽ヘ、慎重ナル態度ト周到ナル注意ヲ要スルヤ論ヲ俟タス、今是等注意ヲ要スヘキ点ニ付其ニ三ヲ略述スレハ

(一) 法規ヲ嚴守シ法規ノ範囲内ニ於テ自由ノ活動ヲ要ス
從來ニ於ケル經伺事項ノ内容ヲ檢スルニ、法規ノ適用ニ付テハ税務署ヨリ提出セル意見ニ從テ決セシモノ多キモ、其

ノ意見ヲ採ラス本局ノ意見ニ依テ決定セシモノ亦甚タ少カラサルナリ、此等ハ後ニ表ニシテ示スヘシ、右ノ如ク既往ノ事歴ニ微スレハ法規ノ解釈適用尚不充分ノ感アリタリ、向後ハ充分ニ研究シ法ノ精神ヲ穿鑿シテ適用ノ誤謬ナカラントヲ望ム、言フ迄モナク租税ノ賦課徵収ハ法律ヲ以テ定ムヘキハ憲法ノ命スル所ナレハ、違法ノ処分ハ事實上憲法ノ保障ヲ傷クルノ嫌アリ、故ニ税法ノ執行ハ須ク法規ヲ厳守スヘク、賦課徵収ハ法令ノ規定範圍外ニ超逸スルヲ許サス、然リト雖、法令ノ規定ハ細密ニ至ラサルカ故ニ、行政官ノ自由活動ノ余地充分ナルヘシ、依テ其ノ範圍内ニ於テ円満ニ活動シ、以テ行政ノ目的ヲ達スルヲ努ムヘク、徒ニ萎縮退要スヘカラス、要ハ時ニ応シ事ニ當リ機宜ノ活動ヲ為シ、而モ法規ニ遵ヒ則ニ戾ルカ如キコトナキヨ期スヘシ、這般ノ妙用ハ自今之ヲ諸君ノ手腕ニ待タサルヘカラス、故ニ特ニ之ヲ告ク

(二) 事務ハ即時若クハ即日處理ヲ要ス

從來事務ノ處理ハ三日以内ノ期限アリシモ、処務細則改正ノ際即日處理ト改メタリ、是ハ出來得ル限り即日處理シテ遲滯ナカラシムルコトヲ期シタルナリ、尤規定明示ノ如ク調査ノ為メ時日ヲ要スルカ如キハ例外ナリト雖、普通ノ場合ハ然ラス原則ニ依ランコトヲ望ム、署長ノ受付ヲ為ス趣旨ハ人民ニ応接スルコトヲ以テ要務ナリトスルカ為ノミナラス、署長自ラ人民ニ直接シ其ノ受付タル事務ハ直ニ即決スルコトヲ得セシメンカ為ナリ、故ニ此ノ趣旨ニ遵ヒ処理アラムコトヲ望ム、是レ其ノ日ト云フヨリハ更ニ一步ヲ進メタルモノナルヘシ、尚又期限ヲ厳重ニ守ルヘキコトニ就テハ、管理局ノ時代ニ於テ屢々注意シ、監督局トナリテモ亦已ニ注意スル所アリタリ、督促用紙ヲ數十枚束ネテ之ヲ發セサルヲ得サルカ如キハ事務ヲ簡捷ニスルノ趣旨ニ反ス、依テ期限アルモノハ期限ノ到達ヲ待タス進達スルヲ要ス、又期限ヲ付セサルモノハ中ニ就テハ、局ニ於テ折返シ回答シ得ヘキモノトノ者ニ出タルモノナリ、然ルニ是等ノモノニシテ十數日ヲ経テ尙回答ナキモノアリ、其ノ事次第ニ依リテハ不利益ノ結果ニ至ルモノナキニアラス、爾後是等ハ

即日処理ノ原則ヲ励行スヘシ

(三) 口頭申告ヲ普及スヘシ

口頭申告ハ今日迄見タル所ニ依レハ間税ニ就テハ已ニ開カレ居ルト雖、直税・庶務ハ未タ其ノ事ナシ、現行法令ニハ必ラス文書ヲ要スルコトヲ規定シタルモノ殆ントナシ、何レモ単ニ申告スヘシトアリテ、口頭ニテモ差支ナキコトヲ意味シ居レリ、故ニ此事ハ人民ニ周知セシメ其ノ便利ヲ与フルコトニ勉ムヘシ、或ハ何故ニ其ノ道ヲ開カサルヤトノ問ニ対シ、口頭申告ヲ為スヘキ事項ナシト云フモノアリ、然レトモ直税ニ就テハ住所異動ノ如キ、庶務ニ就テハ納稅管理人ニ閲スルコトノ如キ、其一例ニアラサルカ、是等ハ手数ヲ要スルコトニモアラサレハ、充分ニ周到セシメテ事務ヲ簡捷ニ挙ケサルヘカラス、而シテ法規上ニ形式ナキモ局署ニテ制定シタル様式アルモノ、如キハ、一定ノ用紙ヲ以テ納稅者ノ口頭申告ニ依リ直ニ之ヲ錄取スルコトハ最モ可ナルヘシ、如此ハ單リ人民ノ利便トナルノミナラス、申告ノ容易ナルカ為ニ申告ノ懈怠ヲ防キ結局官署ノ便益ヲモ進ムルヲ得ヘキナリ

(四) 事務ノ審究ヲ要ス

事務ヲ敏活ニ執行セント欲セハ事務ニ精通セサルヘカラス、而シテ事務ノ精通ハ居常事務ノ研究ニ依テ達スヘキナリ、知新会支部ニテモ法規ノ研究ハ已ニ实行シツ、アルナルヘシ、而シテ其所謂研究ハ法律命令ハ勿論、訓令訓示ノ手続ニ至ルマテ研究セサルヘカラス、而シテ平常之力研究ヲ望ムノミナラス、一定ノ時期ニ於テ特ニ研究スルハ最モ肝要ナリトス、例ヘハ酒造季節又ハ營業税調査ノ開始前ノ如キハ、関係署員ヲ集メテ予メ之ニ閲スル法令訓令訓示等ヲ審究シ、当年ニ於ケル執行ノ順序方法等ノ細節ニモ及スヘシ、此等ハ年々歳々必要ニシテ他ノ事務ヲ處理スル中途ニ於テ研究スルヨリ便利ニシテ、且実効多カルヘシ、又法規訓令等ノ改正アルトキノ如キハ、其實施前ニ当リ会同審究ヲ要ス、否レハ慣例アル事務ニ付テハ一々前例ニ従ヒ處理シ、之ニ閲スル手続ノ変更アルニ氣付カスシテ、不知不識処

理取扱ニ誤謬ヲ生スルカ如キコトナキヲ保シ難シ

尚茲ニ付言スヘキハ前述セル法規ヲ嚴守スルニ付テ述ヘタルカ如ク、訓令訓示等ノ命令事項モ亦其趣旨ヲ誤ラス、能ク之ヲ遵守スルコトヲ要ス、当局ノ訓令指令等ニ異見ヲ懷キ自己獨断ノ專見ヲ以テ事務ノ執行ヲ為シ、表面ハ形式的ニ遵由スルモ、其ノ精神趣旨ニ背馳スルカ如キコトナカラニコト、余ノ特ニ希望スル所也、縱シ所見ヲ異ニスルコトアリトモ、先ツ之ヲ實行スヘシ、然ル上其ノ実蹟ト不便ヲ述ヘ、之ニ改正ノ意見ヲ加ヘテ申報スヘシ、其意見ニシテ適正ナランカ、之力改正變更ニ吝ナラス、此ノ如キ申報ハ余ノ寧ロ歓迎スル所也

第三 監督執行ニ就テ

本局ヨリ税務署ヲ監督スルニ就テ事前事後ノニアリ、事前トシテハ事務取扱手続及ヒ之力順序ヲ定メテ訓令スルヲ主トス、各個ノ事務ニ付テハ異例重要ナルモノ、外ハ經伺ヲ要セサルコト、シタルカ故ニ、大体ニ於テ全管ノ統一ヲ得ルヲ目的トシ、右訓令ニハ詳細ニ執務ノ順序手續ヲ規定セムトス、事後ノ監督ニ就テハ余白ラ視閲スルノ外、事務官ハ勿論其他ノ局員ヲモ派出シテ視閲セシムルコトアルヘン、其ノ程度ハ從来ヨリモ一層嚴重ニ、而モ頻繁ニ之ヲ執行セムトス、如斯場合ニ於テ諸君ハ如何ニ心得ヘキカ、事務官以上ノ監督ニ付テハ特ニ云フヲ要セス、税務属ノ視閲ニ付テハ一言ナカルヘカラス、税務属ノ視閲ニ當リテハ伝達セシムルコトアルノ外、視閲シタル事蹟ニ付テ語レルコトハ諸君ニ指示スルニアラス、單ニ意見ヲ述ヘテ協議スルモノナルヲ以テ、其ノ事項ヲ直ニ実行スルノ責任ハ勿論、諸君ニ在リテ決シテ出張員ニアラス、故ニ其事項ニ就テハ充分ノ考察ヲ加ヘ、自己カ至当ナリト信セシモノニ就テハ、必ス之ヲ実行セラルヘキハ勿論ナルヘキモ、何レモ皆自己ノ責任ヲ以テ之ヲ実行スルノ覺悟ヲ要ス

第四 間税ノ逋脱ヲ防遏スルコトニ就テ

(一) 技術ノ応用ヲ為スコト

現在ニ於テハ最早技術上ノ機關モ具備シ、之カ実験研究モ進歩シ来リタルカ、尚技術官ニアラサルモ間税ニ從事スル官吏ハ一通り普通技術上ノ知識ヲ養成セムコトヲ望マサルヘカラス、余ノ理想トシテハ普通技術上ノ事件ハ間税官吏三於テ為シ、特別困難ナル事項ニ付テハ技手ニ依テ解決スルニ至ラムコト是ナリ、今日ニ於テハ未タ此ノ希望ハ實際ニ行ハレサルモ、差当リ酒造ニ閑シテハ已ニ理論上ノ製成石数等ハ研究大ニ進ミ、殆ント實際ニ應用スルヲ得ル迄ニ至リシモ、之カ實行ハ技術ノ思想欠乏セル間税管理ニハ之ヲ求ムルヲ得サルヘケレハ、署ニ於テハ益技術ノ研究ヲナシ、技術的知識ヲ應用シテ脱税逋税ノ予防ヲ講スルコトハ急務ナルヘシ、故ニ間税官吏ハ技手ト協力シテ、一面技術上ヨリ、一面検査事務上ヨリ取締ヲ為シテ、脱税予防ノ目的ヲ達センコトヲ務ムヘシ、加之技術上ノ應用ハ検査上ノミナラス、課税物件ノ進歩発達ニ裨益セシメンコトヲ欲スルカ故ニ、因ニ一言セントス、今日政府ノ方針ハ一国財政ハ其國ノ經濟ト相伴ヒ、財政ノ膨張ハ經濟ノ發達ニ隨伴セシムルニ在ルカ故ニ、吾々モ此ノ方針ニ從ヒ徵稅事務ニ從事スルノ傍、酒造砂糖其他課税物件ノ進歩発達ニ留意シ、之ニ相當ノ考慮ヲ尽スコト必要ナリ

(二) 監視組織ノ整備ヲ計ルコト

凡ソ監視事務ト検定事務トハ性質上全然區別ヲ要スルモノナラン、從來ハ監視ト検定トヲ混合シ来タルモ、将来ニ於テハ検定事務ト独立シテ監視組織ヲ設ケムトス、依テ之カ整備ニ意ヲ注キ脱税予防ニ實蹟ヲ挙ケラレムコトヲ望ム、又近頃ハ薄資酒造家カ滯納ヲ為シ極端ノ方法ヲ以テ逋税ヲ為サントスルモノアリ、為ニ種々ノ訴訟続起シ取締上頗ル困難ナルヲ見ル、監視制度ノ發達ハ此ノ点ニ及ホシ之カ急務ニ慮スルノ要アリ、這般ノ用意一日モ忽ニスルコトナカランコト望テ止マサル處ナリ

(三) 檢査官吏ノ精神的活動ノ訓練フナスコト

検査ニ從事スル官吏ハ署長ノ一命令ノ下ニ行動スルヲ要シ、孤獨專恣ノ検査ヲナサシメサルノ結果トシテ、検査員カ

自己ノ自由行動ノ範囲狹隘ナリシ感ヲ惹起シ、為ニ精神的活動ヲ失ヒ機械的三行動スルカ如キハ太々不可ナリ、検査官吏ハ命令ヲ受ケタル各個ノ事務ヲ果スハ勿論、各其ノ分掌シタル事務ノ全般ニ着眼シ銳意熱心事ニ従ヒ、苟モ形式三流レス実効アルヲ期シ、心力ヲ傾注シテ分掌事務全般ノ挙ラムコトニ任スル様平素訓練セラレ、署長命令ノ下ニ秩序アル進路ヲ行動シツヽ、精神的動作ノ活躍スルヲ見ルニ至ラソコトヲ期セラレタシ

第五 官規ノ嚴肅ニ就テ

官規ノ振肃ヲ計ルハ最モ緊切ナル要務ナリトス、官紀ノ張弛ハ國家ノ威信ニ関ス、豈ニ戒慎セスシテ可ナラムヤ、稅務ニ關シ監督局設置後ニ於テモ各地ニ忌マハシキ事件出来シ、本省ニ於テ断然タル处置ニ出テラレタルコトアリト聞ク、本局管内ニ於テハ幸ニ未タ如斯コトナシト雖、決シテ忽ニスルコトナク、将来一層ノ注意ヲ乞ハサルヘカラス、大体ノ方針ハ心ト形ト相共ニ整備センコトヲ期ス、換言セハ精神ト形式両ナカラ整備セシムルヲ目的トセムトス、茲ニ形ト云フハ言語動作服装礼式等是也、凡ソ官吏ハ其ノ職務ニ忠実ニシテ懇篤正廉ノ徳ヲ保有セサルヘカラサルハ勿論ナルモ、若シ其ノ形整ハサレハ其ノ徳ヲ傷クルコトナシトセス、動モスレハ誘惑ヲ被リ易ク又官吏ノ威儀ヲ保持シ難シ、故ニ形ト心ト両々相俟テ整備スルコト必要ナリ、官紀ニ關シテハ命令訓示多キ中ニ最モ重要ナルモノハ

一 官吏服務規律

二 三十一年八月十五日大藏省訓示稅務執行ニ關スル方針

三 稅務官吏服務心得

等ナリ、此等ハ稅務官吏服務ノ要義ヲ示スモノニシテ、執務中ト否トヲ問ハス須臾モ離ルヘカラサルモノナルヲ以テ、日常熟読玩味シ之ヲ記憶シ、其ノ趣旨ヲ領得シ拳々服膺^{「其」}實行ヲ努ムルコトニ、各署員ヲ督励セラレムコトヲ望ム、又明治三十五年四月二日甲秘第一五五号訓示ニ對スル心得ノ如キ、必ス遵守セシメラレタシ、是等ノ戒告ニ從ハサル

モノハ即チ命令違反者ナレハ、今後ハ之ヲ处分スルニ付テ毫モ仮借スル所ナカラントス、諸君ハ署員監督ノ任ニアルカ故ニ、若シ違反者アレハ事情ヲ具シテ内申アリタシ、從来比等ノ訓示ニ違反シタル者ニシテ、転勤位ニ止リタルモアリタリト雖モ、如此処置ニテハ懲戒ノ目的ヲ達スル能ハサルヲ認メタルカ故ニ、向後ハ充分厳格ニ处分スルノ考ナリ、要スルニ官紀ニ違背スル者ハ事件ノ大小ヲ問ハス寸毫モ仮借スル処ナカラムトス、宜ク此ノ意ヲ体シ署員ヲ監督セラレタシ

官制改正ノ趣旨ニ依リ之ヲ施行スルコトノ大要ハ以上述ヘタル所ノ如シ、更ニ尚二三ノ注意ヲ乞ハントスルモノアリ
第一 職員ノ和親内部ノ調和ヲ計ルコト（付地方的感情ヲ去ルコト）

事務ノ成績ヲ挙ケムトセハ署ノ内部先ツ和衷シテ以テ外ニ応セサルヘカラス、故ニ同僚相互常ニ情誼ヲ重ンシ徳操ヲ尚ヒ、相親ミ相信シ胸襟ヲ披テ交ヲ結ヒ執務相補翼シ、阻格推諉ノ弊ナカラムコトヲ要ス、又署長ノ部下ニ対スルニハ極メテ温和ヲ旨トシ、親切ニ誘導扶掖シ精励以テ之ヲ率キ、署員ノ署長ニ対スルハ誠順ヲ主トシ質実以テ之ヲ承ケ、恰モ一家族ノ如ク靄然和親ノ実アルヲ要ス、此如ナレハ各員ハ愉快ニ執務スルヲ得テ、事務ノ成績ヲ挙ケサラント欲スルモ能ハサルナリ、以前ハ地方的感情ノ為ニ交際上ニ影響セシコトアリト聞ク、今日ニ於テハ最早如此コトナキヲ信スト雖モ、萬一其片影ニテモ尚存スルコトアリトセハ甚タ妙ナラス、故ニ全然霧散霧消セシメ四海同胞一視同仁ノ感アラシメ、一二国家的ノ感念ヲ以テ行動スルニ至ル様養成ニ努メラレタシ

第二 他官庁ト関係ヲ親密ニスルコト

各官庁其職責ヲ異ニスルモ孤立スルヲ許サス、相互親和協力シ円熟ナル調和ニ依リテ始テ完全ナル成績ヲ挙クルヲ得ルコトハ、今更喋々ヲ要セス、今ヤ税務署ハ独立官庁ト為リシヲ以テ、他ト対等ノ交際ヲ為シ得ルコトハ勿論ナルモ、歴史モアルコトナレハ俄ニ態度ヲ改メ文書言語ノ上ニ於テ異様ノ感触ヲ惹起セシムルカ如キコトアリテハ面白カラス、

故ニ文字言語ノ用方等ニ於テモ充分ノ注意ヲ加ヘテ可成叮嚀ニシ、相当ノ敬礼ヲ守ルコトニ注意スルヲ要ス、是レ細事ノ如キモ実ハ然ラス、交渉協議等ニ於テ和親ノ便益渺カラサレハナリ、因ニ他官厅就中県厅地方裁判所等ト交渉協議ニ就テハ、事ノ大体ニ涉ルコト、事体ノ特ニ重要ナルコト、數稅務署ニ関連スルコト等ハ本局ヨリ交渉スルノ便ナルコトアリ、此等ノ場合ニハ事情ヲ具申スヘシ、然ルトキハ局ニ於テ之力交渉協議ノ任ニ当ルヘシ、其他個々ノ事項ハ無論署ニ於テ之ヲ為スヘシ

第三 人民待遇ニ関スルコト

凡ソ官ト云ヒ民ト云ヒ尊卑ノ區別ナク共ニ對等ト心得テ、文字言語ヲ對等ニスルハ当然ナルカ故ニ、横柄ニ涉ラス卑屈ニ失セス須ラク中庸ナルヘシ、而モ相當ノ禮節ヲ守リ親切ニ待遇シ、其ノ真意ヲ充分ニ徹底セシムルコトヲ要ス、稅務署ノ受付、營業家ニ臨檢等ノ場合、皆然リ、現今稅務署厅舎ノ設備ニテハ紳士ヲ待遇スルニ適スルモノ少シ、一般普通ノ人民ヲ待ツニモ不都合ノ處アリト雖モ、改築ハ容易ニ望ムヘカラサルコトナレハ、出来得ル限リノ便宜ヲ与ヘ礼ヲ疎ニセス應対ヲ懇ニシ、決シテ不快ナル感情ヲ起サシメサランコトヲ務メ、紳士モ婦女子モ快ク稅務署ニ出頭シテ用ヲ弁スルヲ得セシメラレタシ、故ニ受付ニ在ル人ハ署長ハ勿論ノコト、代理ヲ為ス署員ヘモ能ク注意シテ此趣旨ヲ憲ラサル様訓戒シ置カレタシ、而シテ尚成ルヘク迅速ニ用ヲ弁シ人民ヲ待タシメテ時間ヲ徒消セシムルカ如キコトナキコト、又面談スルニアラサレハ用ヲ弁スルコト能ハサルカ如キ不得已場合ノ外ハ、可成人民ノ召喚ヲ避ケルコト等ハ人民ノ待遇上必要ナル注意ナリ、尚述ヘタキコトアルモ本日ハ之ニ止メ他日機会アラハ再ヒ説述スルコト、セ

ン

50 明治36年3月 稅務署長の事務取扱に付注意書

訓甲第一二二号

稅務署長

事務取扱ニ関シ力メテ簡便敏活ヲ圖ルヘキハ今更ニ言ヲ要セサル所ニシテ、既ニ夫々適當ノ施設アルヘシト雖モ、此際左ノ各項ヲ施行スヘシ

一 外来人ノ応接、書類ノ受理ハ凡テ署長自ラ之ヲ為スヘシ

一 署長受付口ノ外面ニハ「署長」ト標記スヘシ

一 「人民控所」ハ凡テ「外来人控所」ト称スヘシ

一 外来人控所ニハ左ノ注意書ヲ掲記スヘシ

但シ注意書第五項ハ序舎ノ構造ニ従ヒ適宜之ヲ取捨スルコトヲ得

注 意 書

一 書面ハ凡テ署長ニ差出サルヘシ

一 書面ハ書式ニ依ルヲ要セス、其要件ヲ具ルモノハ凡テ之ヲ受理スヘシ

一 事務取扱ニ係ル事ハ凡テ署長ニ問合ハサルヘシ

一 事務取扱上久シク待タセラル、コトアルトキハ、其旨署長ニ申出ラルヘシ

一 納税セラル、トキハ納付書交付口ニテ納付書ヲ受取り、之ニ現金ヲ添ヘテ金庫員口ニ差出サルヘシ、金庫員派出ナキトキハ現金領收口ニ差出サルヘシ

一 外來人控所ニハ口頭又ハ電話申告ヲ許ス事項ノ重ナルモノヲ掲記スヘシ

明治三十六年七月二日

東京稅務監督局長印

(昭43 東京 83-3)

51 明治36年4月 官制改正に付大蔵大臣訓示要旨

内訓甲第四号

稅務署長

官制改正ノ趣旨及稅務執行ノ方針ハ反覆之ヲ訓示シテ遺漏ナキヲ信スト雖、本官署ニ徵召ヲ蒙リ登省スルヤ大蔵大臣
〔曾祢荒助〕ヨリ特ニ懇篤ナル訓示ヲ与ヘラル、其ノ趣旨ヤ深クシテ且ツ明ニ、其ノ企待ヤ重クシテ且大ナリ、新官
制ノ下ニ於ケル稅務署長ハ須ラク本官ト共ニ眷々大臣ノ訓示ヲ服膺遵守シテ、稅務ノ發達ヲ官制ノ期スル所ニ副ハシ
メサル可カラス、即チ左ニ其ノ要旨ヲ伝フ

大蔵大臣訓示ノ要ニ曰ク

一 成ルヘク少額ノ経費ヲ以テ、成ルヘク多大ノ成績ヲ挙クルコトハ、總テノ事業ニ於テ當サニ然ルヘクシテ、稅務
ノ行政ニ付テモ亦此ノ原則ニ逸スヘカラサルナリ、徵稅制度ニ於テ數年以來稅法ヲ改正シ、機關ヲ整頓セラレタ
ルハ、專ラ此ノ目的ヲ達セラレンカ為メナリ、然レトモ左ノ四点ニ付テハ尚進テ計画スヘキモノ存スルアリト認
メタリ

- 一 事務ノ許ス範囲ニ於テ成ルヘク経費ヲ節約スルコト
 - 二 一層事務ヲ簡捷ニシ、以テ官民ノ便利ヲ計ルコト
 - 三 租税特ニ間接税ノ逋脱ヲ予防シ、以テ国庫及正業者ノ利益ヲ保護スルコト
 - 四 官規ヲ厳肅ニシ、以テ税務官吏ヲシテ不正ノ誘惑ノ犠牲トナルナカラシムルコト
- 二 而シテ其ノ法律ノ改正ヲ要スルモノハ之ヲ相当ノ時機ニ譲リ、其ノ官制ノ改正ニ待ツモノハ成ルヘク速ニ決行スルヲ必要トシ、左ノ趣旨ヲ以テ官制改正ノ調査ヲ為サシメタリ
 - 一 局署ニシテ廃止スルモ事務ヲ阻礙セス、又人民ノ便利ヲモ減殺セサルモノハ、成ルヘク廃止シテ他ニ併合スルコト
- 二 人員ヲ減シテ事務ヲ舉ケントセハ勢ヒ適材ニ任スルノ途ニ出テサルヘカラス、而シテ適材ハ主トシテ其ノ待遇ヲ厚クスルコトニ依テ之ヲ採ルコトヲ得ヘキヲ以テ、地位ノ他ト權衡ヲ得サルモノハ之ヲ矯正スルコト
 - 三 人民ニ直接スル官吏ヲシテ成ルヘク直ニ处分ヲ為スヲ得セシムルコト
 - 四 官吏ニ信任スルト同時ニ、其ノ事蹟ノ監督ヲ嚴ニシ責任ヲ明ニスルコト
 - 五 間接税ニ関シテハ特ニ堪能ナル局員ヲシテ実地ノ検査ヲ行ハシメ、之ニ依リテ脱税ノ予防ヲ計ルト同時ニ官規ノ厳肅ヲ保ツコト
- 三 若シ夫レ行政ノ極致ハ運用其ノ機宜ヲ得ルニ在リ、法規アリ規律アリ、大体ニ於ケル規矩準繩ハ則チ備ハレリト雖、其ノ間尚措弁方法ノ選フヘキモノナシトセス、千篇一律ハ必シシモ成功ヲ得ルノ手段ニアラス、機ニ臨ミ宜ヲ制スルハ須ラク行政ノ計画ニ待タサル可ラス、各位ハ常に実践ノ現ハス所ニ鑑ミ、統計ノ示ス所ニ顧ミ、經營徒ラニ形式ニ流ルルコトナク、施設能ク成果ヲ挙クルコトニ力メサル可カラス

四 徵稅機關ノ一部ヲ成ス技術官ナルモノハ、技術ニ関スル稅法ノ執行ニ任スルモノナルコトハ勿論ナリト雖、其ノ調査ノ結果カ自ラ當業者ノ参考トナリ、課稅物件ノ改良生産費用ノ節減等種々ノ点ニ於テ其ノ利益増進ニ資スルニ至ランコト、亦其ノ設置ノ趣旨ノ一ナリト謂ハサル可カラス、将来各位力部下ノ技術官ヲ督励シテ此ノ目的ヲ達スルニ尽力セラレンコトヲ望ム

依之觀之、即チ改正官制ニ於テ局署數及定員ヲ減少シ、局長ノ地位ヲ高メ稅務署ヲ以テ執行機關ト為シ、監督局ヲシテ指揮命令ニ依リ事前ノ監督ヲ行ヒ、視察検閱ニ依リテ事蹟ノ監督ヲ行ハシメ、尚監督局ニ事務官ナル相当地位アル者ヲ置キ、事務官及之レカ補助員ヲシテ間接稅ノ実地検査ヲ行ハシムルコトニ依リテ、間接ニ稅務署員ノ実地検査ヲ監督セシムルノ制度ヲ設ケ、稅務機關ニ技術官ヲ置レタルカ如キ、一二前記ノ趣旨ニ出ルヤ瞭々火ヲ睹ルカ如シ、故ニ苟モ新官制ノ下ニ於テ稅務ノ局ニ當ル者ハ、須ラク其ノ趣旨トスル所ナリト雖、将来一層ノ留意ヲ要ス
ル可カラス、之レ官制改正ノ當時既ニ反覆訓示シタル所ナリト雖、将来一層ノ留意ヲ要ス
右内訓ス

明治三十六年四月九日

丸龜稅務監督局長 池袋秀太郎印

(平9 高松 166)

52 明治36年10月 官制改正に対する間税官吏の投書

稅務署長

本月十三、十四両日ニ至リ、広島日報雑報欄ニ税務小言ト題シ記載ノ事項ハ、果シテ何人ニ依リ投稿セラレタルヤ明カナラスト雖トモ、彼ノ如キ記事ハ世人ヲシテ事実ノ真相ヲ誤解セシメ、官府ノ威信ニ関シ不都合少ナカラス、且事務上又ハ服務上ニ付意見アルモノハ手続ヲ履ミ上司ニ開申ノ途アルニ付、掲載ノ事項ニ付各員ニ其妄ヲ了知セシメ、心得違ナキ様篤ク示達スヘシ

右内訓ス

明治廿六年十月十九日

広島税務監督局長 岩崎奇一印

追而、自然投稿者ヲ発見シタルトキハ速ニ申報ヲ要ス

広島日報

十月十三日發行

○税務小言 余は県下の或る税務署の間税課に勤務して居る一人であるが、近來間税検査員の勤務が益々面倒となるに伴ひ、益々監督局から冷淡なる取扱を受くる様な感じがあるので、黙止に忍びず茲に一言して監督局の一考を煩すのである。△先づ日額旅費のことにして云つて見やう、均しく税務属でありながら直税課に厚く間税課に薄いのは甚た其当を得ないと思ふ、其れは直税課員は稀に出張するのであるから、充分な旅費が支給することが出来るも、間税課の如き年から年中出張すると云ふ出張度数の多いものに対して、直税課員と同一の旅費額を支給することは出来ない杯と云ふものもあるけれども、其れは何の事やら一向に理屈が分からないのである、誰れが考へて見ても出張することの多ければ多きたけ費用も多きを要するので、寧ろ原簿の別を立つるなれば、間税課員に厚くして直税課員に薄くしても可なる位である、全く反対の取扱になつて居る、余は敢て多きを貪る者ではない、必ずしも直税課員より

多くの支給額を得んと迄思ふ者ではない、両者相比して公平に取扱はるゝならば、其れで不平はないのであるが、今
のやうに一方は厚くし一方は薄くすると云ふ取扱の区々になつて居る事は止めて貰ひたい。△現今の如き都ての物価
は騰貴し居るに、絶えず旅宿屋住ひで、さうして其間に官吏たるの体面を失墜せぬやうにやつて行かうとするには中
中の困難であつて、如何にしても支給旅費では不足を告ぐる結果、自腹を切つて補足して行くと云ふのは一般的の状態
である、せめて概算渡しであれば如何様にか都合の付くべき余地もあるけれども、何にを云ふもアト算用があるので、
さう云ふ事も出来ない、それに一面ではヤレ官吏の体面だとか、何とか云つて責めたてられては堪つたものではない、
衣食定つて礼節を知るとか云ふ通りで、体面なんか云ふことも夫れ相応の旅費があつてのこと、換言せば官吏をして
官吏たる体面を支持させやうとせば、夫れ丈けの待遇を好くせねばならぬと云ふに気が付かぬとは、余りに情けない
ことではないか。△動もすれば人才登用と開化振つた声は聞くが、実際は正反対で寧ろ人才倒用と云ふ傾きがありは
せぬかと思ふのである、此れは独り税務官吏に限つた事ではない、一般官海の通弊とも云ふべきものもあるが、税
務監督部内では最も甚だしい、今日の如くんば文官普通試験も中学卒業生も、糞も味噌もあつたものではない、税務
界の人は悉く給仕や小使から養成して行けば其れで好い、資格も五角も入つたものではないのであらう、斯く見ると
人才登用々々々々と云ふことは蓄音機の其の如く真個に声のみに過ぎないではないか（未完）

十月十四日発行

○税務小言（続き） 斯くの如き有様であるから、有為の人物は大抵不満を抱いて漸次に其職を去ると云ふ塩梅で、
残る者は瓦礫碌々の給仕上りや雇上りの人物である、それでも此等の人や情弊に依つて維持されて居るお陰で、何時
も衙内の幸運児として祝福を謳つて居るではないか、人才登用などアタマから云はぬが好い、如何に情弊が多いかは
論より証拠、来る十二月の昇進期を以て知るへしである、余は其時に於て余が今日の所論を事實に照らして的確にす

ることが出来やうと思つて居る △制服の定めが出来てから却つて世人の警視〔絆〕を来たすものが多い、一定の制服にするのが好いが被服補給費が少ないので、如何にしても糊口の資を割いて作らねばならぬ、それで一着の服を調ふると三年も四年も其一着の服で通はすと云ふ次第であるから、色も褪せて居る、垢も付いて居つて一寸見た所、田舎音樂隊も宜しくと云ふ風体であるので、世人の輕視を免かれ得ないのは余儀ない次第である、苟くも一定の制服にするといふならば、全然官給品にするか左もなくば一時相当の補給費を支給するか、何んとか今少し実際に便利なる方法を付けて貰ひたい、それが出来ねば寧ろ制服は廃止すべしと迄は望まないけれども、之を制服にしたればと、無い袖は振られぬの喩へで、如何に相応しき服装をしやうとしても、実際にをいて不可能な僻輩が多いのである、であるから一定の制服としても何等の効もない、啻に効の無いのみかは時に依ると其一定の制服が目標となつて、密造反則者に少なからぬ便益を与ふるかも知れない △一昨年の官制改革後税務界に於ける諸規則の改正せられたるもの甚だ多い、固とく官制の改正から來たのであれば、例令旧規則に比して新規則が悪いと云ふても仕方の無いやうではあるが、色々に執務上の規則迄改正せられた中には、必ずしも杓子的に改正せずとも、ソコは監督局其人の手心でどうでもなると思ふやうな事迄改正された、さうしてその改正された痕について仔細に考へて見ると、何れも監督上の都合ばかり考へて、只管他を苦しめるやうなやり方である、それも此迄のやり口が悪いので改正すると云ふのであれば聞えて居るが、余等の見る所ではさうは思はれない、折角旧規則で執務の方針を確立し、吾れも人も其れに依つて今は頗る熟練し居る矢先き、改正々々と来られては如何に棘腕の人でも困る、規則の改正、監督局はそれが仕事でもあらうけれども、必ずしも改正せずとも差支へなき事迄でも、形式を張りて屢々改正せらるゝのは、運用の妙は人には在るといふのを知らないのであらうか、法と云ふよりは實際の運用、實際の運用を思ふなれば今少し人といふことに考へを及ぼして貰ひたい（告天子）

53 明治36年11月 間税特別監視申合

内達第五五号

稅務署長

間税特別監視ニ關シ監視員間ニ於ケル別冊申合事項、客月十二日承認ヲ与ヘタリ

明治三十六年十一月十一日

仙台稅務監督局長 佐々木藤太郎印

間税特別監視申合

第一条 監視員ハ別ニ規定アルモノヽ外、此申合ニ依リ一致ノ行動ヲ為スヘシ

第二条 監視員担当区域内巡回中ハ必要ノ場合ヲ除クノ外順路ニヨリ監視ヲ施行シ、可成一口ヲ空シク旅行ニノミ消費スルガ如キコトヲ避クヘシ

第三条 監視員ハ其出張方面ヲ當業者ニ知ラシメサル様注意スヘシ

第四条 監視員ハ特別ノ事情ニ因リ必要ト認メタルトキハ、夜間検査密行偵察等ヲ為スコトアルヘシ

第五条 監視事務ハ各区方面内ニ於テ過不及ナキヲ期スヘシトモ、必要ニ応シ或ル當業者ニ対シ特ニ臨檢ヲ頻繁ニシ、犯則ノ余地ナカラシムルコトニ注意スヘシ

第六条 各監視員ハ担当区出張中参考簿ヲ携帶シ、左ノ事項ヲ記載シ置キ監視ノ参考ニ供スヘシ

- 一 担当区域内酒類製造主ノ製造見込石数、着手時期及開廃等ノ事項
- 二 担当区域内酒類製造主及重ナル酒類販売者ノ販売スヘキ石数及其取引先、又ハ輸送ノ状況并ニ当業者ノ性行
- 三 酒類、酒造米、麹米、酒粕等ノ移出入ニ関シ、酒類製造主、酒類販売者、停車場、運送店及運送中ノモノニ就キ調査シタル事項

四 担当区域内酒類製造人及酒類販売者ニシテ、特ニ監視ヲ必要トスルモノハ其ノ雇人ノ住所氏名

五 普通検査ニ提供スルモノヘ外、酒類ノ製造・販売ニ関シ當業者所持シアル帳簿ノ種類及冊数

六 其他監視事務執行上参考トナルベキ見聞事項

第七条 酒類・酒粕ノ輸出入ニシテ必要ト認メタルモノハ、其数量代金人名ヲ当該税務署へ通報スヘシ

第八条 監視員端書通信ヲ為ストキハ電信符号ヲ準用スヘシ

第九条 左ノ事項ハ其時々局長ニ申報スヘシ

一 担当区内税務署管内出張月日及其期間

二 特殊ノ犯則アリタルトキハ其取調ノ顛末

三 其他事ノ緊急又ハ重要ト認メタル事項

第十条 各監視員出張中交替ヲ命セラレタルトキハ、担当中取扱ヒタル一切ノ書類（日誌ヲ除ク）ニ事務引継書ヲ添

ヘ、封印ノ上滞在地所轄税務署長ニ後任者ニ交付方ヲ依頼スヘシ

第十一條 監視員帰庁ノ上ハ出張中取扱ヒタル日誌ヲ局長ニ提出シ検閲ヲ受クヘシ

54 明治36年11月 間税特別監視員設置心得

秘第一九七号

武生税務署長

今回間税特別監視員ヲ設ケタルハ、主トシテ從来ヨリノ事蹟上不正營業者ノ横暴ヲ極メタル箇所ニシテ、酒類移出入ノ關係ヲ有スル税務署間ノ地域ヲ限り、右等關係ニ於ケル連絡ヲ保タシメント欲スルノ趣旨ニ有之。本日別紙ノ通り各特別監視員へ訓授致候条、尚税務署ニ在テモ右趣旨ヲ体シ協同一致、以テ実効ヲ期ス可キ義ト心得ヘシ

明治三十六年十一月廿六日

金沢税務監督局長 上林敬次郎印

間税特別監視員

秘第一九六号

各税務署ニ對シテハ既ニ相当検査員ヲ配置シ、検定及監視ノ各專担員ヲ設ケシメアリト雖、尚今回間税特別監視區ヲ設ケ、爰ニ諸子ヲ選定シ各之ガ担任ヲ命シタルハ、抑從來ヨリノ事蹟上不正營業者ノ横暴ヲ極メタルカ、又ハ酒類移出入上最モ關係ヲ有スル税務署間ノ連絡ヲ保タシメントスルニ在リ、元來酒税取締ヲシテ十全ナル実効ヲ奏セント欲スルニハ、施設上各機關ヲシテ毫モ渋滞スル所アラシメズ、機宜遺憾ナク執行ヲ期セシムルニアリトス、今ヤ各地ノ状況ニ於ケル取締方一步ヲ進ムレバ、又犯則行為ノ數歩ヲ進メントスルガ如キ趨勢ニシテ、到底尋常一様ノ手段ニテハ素ヨリ完全ナル取締ヲ期シ難キコトハ既ニ諸子ノ知ル所ナリ、彼等不正業者等ヲシテ毫モ跋扈跳梁スルノ余地ナカ

ヲシメント欲スルニハ、常ニ各地間ニ於ケル酒類移出入上ノ現状ヲ知悉シ、是等関係ノアル所常ニ税務署ヲシテ知ルニ易カラシメ、不時監視力ヲ集注スルノ必要アルニ方リテハ、一身同体以テ十全アル効果ヲ奏セサル可カラサルモノトス、今之ガ心得タルヘキ事項ヲ示ス、左ノ如シ

一 特別監視員ハ監督局長ノ下ニ立チ行動スヘキモノナリト雖、常ニ税務署ニ対シテハ意思ノ疎通連絡ヲ保チ、署長及検査員トハ互ニ協商的平和ヲ主トシ、宜シク一身同体以テ事ニ当ルノ覺悟ナカル可ラズ、之レ特ニ諸子ノ注意ヲ要スル所ナリ

二 事務執行上税務署ト意見ヲ異ニシタル場合ハ、速ニ事由ヲ具シ指揮ヲ請フヘク、徒ラニ自己ヲ固執スルガ如キコトアル可カラズ

三 特別監視員ハ常ニ其ノ担当区域内ニ於ケル市ノ税務署ヲ持テ根拠トシ、巡回予定簿其他ノ記録ヲ備ヘ置キ、巡回ノ際ハ其巡回先ヲ予定簿ニ、又事務執行上参考トナルヘキ事項ハ細大洩サス之ヲ記録ニ存シテ、其保管方ヲ當該署長〔委〕三依嘱シ置クヘキモノトス

四 特別監視員ハ常ニ酒類移出入上ニ就キ之ガ現状ヲ知悉スルニ努メ、以テ取締上ノ服案ヲ固メザル可カラザルハ勿論、苟クモ取締上参照トナルヘキ事項ハ時ヲ移サス關係税務署へ通報スヘキモノトス

五 不正営業者ノ敢行セント欲スル所為ハ、常ニ如何ナル手段ニ出ツルヤヲ觀破シ、以テ之カ機先ヲ制スルニ努メサル可カラサルハ勿論、取締上参照トナルヘキ事項ハ常ニ關係税務署へ知照スルヲ怠ル可カラズ

六 監視力ノ集中又ハ犯則事件ノ為メ、特ニ税務署ヨリ援助ヲ求メタル場合ハ速ニ応援シ、特別監視員ニ於テ監視上其他必要ト認ムル場合ニ在テモ、又税務署ニ協商シ援助ヲ求ムヘキモノトス

七 特別監視員ハ其担当区域内ニ於ケル酒造営業者業体簿、取引先調査簿、其他時々ノ令達、通信事項等ハ常ニ其稅

務署ニ知照シ、以テ事務執行上ノ参照ニ供スヘシ

右訓授ス

明治三十六年十一月廿六日

金沢稅務監督局長 上林敬次郎印

(平19 金沢 556)

55 明治36年11月 稅務官吏服務心得細目

甲秘第五六六号

稅務署長

稅務官吏ノ品性ヲ崇フン德義ヲ重スル点ニ於テハ、文書ヲ以テ口頭ヲ以テ屢訓示スル所アリ、爾來署長ハ必ス躬行実踐以テ部下ヲ督励シ、其ノ効果ヲ收ムルニ尽瘁シツ、アルハ信シテ疑ハサルモ、部員ノ多キ時ニ或ハ軌道ヲ逸スルモノナキヲ保セス、故ニ今回又職員服務心得細目ヲ制定シテ之ヲ頒ツ、署長ニ於テハ益署員ヲ督励シ本細目ノ實行ヲ努メシムルハ勿論、明治三十五年四月甲秘第一五五号訓示第十項以下ニ依リテ監督ニ留念シ、不正行為ヲ未発ニ予防スルニ主力ヲ致シ、万一不心得ノ行為不正ノ嫌疑アリタルトキハ、之ヲ探知スルヲ怠ラスシテ時機ヲ移サス之ヲ内申シ、既發ハ必ス之ヲ芟除ルヲ得セシメ、官吏ノ体面ヲ全フシ威信ヲ保チ以テ官紀振肅ノ実ヲ挙クルコトヲ期スヘシ、尙ホ本書ハ一部ツ、部下吏員ニ貸与シ、官吏服務規律、明治三十一年八月大藏大臣訓示、稅務官吏服務心得ト共ニ常ニ身辺ニ携帶セシメ、之ヲ熟読シ之ヲ記憶シ眷々服膺シテ、造次顛沛ノ間モ之ニ違フコトナキヲ努メシムヘシ

明治三十六年十一月二十六日

熊本税務監督局長 水越理庸

税務官吏ノ举止動作ハ其ノ関係スル處頗ル重且大ナルヲ以テ、居常念々官吏服務規律、明治三十一年八月大藏大臣訓示、税務執行ノ方針及税務官吏服務心得ヲ服膺シ、自ラ省ミ自ラ戒メ私ヲ忘レ公ニ奉シ、忠実廉潔恪勤謹厳ノ美風ヲ涵養シ、卓然トシテ世表ニ屹立スルヲ要ス、然ルニ税務官吏ハ直接ニ人民ノ財産ニ対シ職務ヲ行フカ故ニ、不正ノ誘惑ニ遭遇スルコト少カラス、故ニ苟モ他ノ嫌疑ヲ蒙ラムトスルカ如キ境遇ニ近接スルコトヲ避ケ、且他ノ疑惑ヲ招キ又ハ誘惑ヲ引クカ如キ行動ヲ慎ムハ、当ニ守ルヘキ本分ナリトス、依テ其ノ細目ヲ定メテ由ルヘキ所以ヲ示ス、各員此ノ意ヲ体シ万一ノ失誤ナキヲ期スヘシ

明治三十六年十一月二十三日

熊本税務監督局長 水越理庸

税務官吏服務心得細目

- 一 税務官吏ハ公会ノ席上ヲ除ク外、職務執行以外ニ於テ酒類、醤油製造者、其ノ他直接監督ヲ為ス當業者、又ハ此等ニ關係アリテ苟クモ誘惑ヲ為スノ疑ヒアル者ト、会合同出席若クハ自宅ニ於テ引見スルコトヲ慎ムヘシ
- 二 前項ノ者ヨリ物品ノ贈与ヲ受クヘカラサルハ勿論、金錢物品ノ貸借ヲ為スヘカラス、又其ノ家屋ニ居住スヘカラス
- 三 独身ニシテ下宿スルトキ又ハ検査区ヲ設ケテ一定ノ場所ニ宿泊スルトキハ、左記ノ場所ヲ避クヘシ
酒類、醤油製造者ト姻戚ノ他昵懇ノ關係アル者ノ宅、飲食店、鄙猥ノ雜商其ノ他風紀ノ正シカラサル者宅
四 営業場其ノ他ノ居宅等ニ臨場シタルトキハ、職務執行上ノ必要以外ニ無用ノ談話ヲ為スコトヲ慎ムヘシ

五 視事其ノ他如何ナル名義ノ下ニ於テスルモ、營業者ヨリノ招待ハ断然出席ヲ謝絶スヘシ

六 酒造組合會議ニ出席スルハ署長及主任者一名ニ限ルヘシ

七 酒造組合等ノ宴会ニ招待ヲ受ケタルトキハ、可成之ヲ避ケルヲ可トスルモ、事情ニ依リテハ署長ニ限リ之ニ応スルヲ妨ヶス

八 營業者又ハ其ノ為メニ誘惑ヲ為ス者ヨリ贈与饗宴等ノ誘惑ニ遭ヒ、之ヲ斥ケタルトキハ其ノ旨内申スヘシ、但署員ニ在テハ署長ヲ經由スヘシ

九 平素謂ハレナク營業者又ハ之ト關係アル者ニ私交ヲ結ヒ、又ハ此等ノ者ト私事上利害ヲ同フスル位置ニ立ツコトヲ避ケ、縦合家族ノ名義ヲ以テスルモ酒造業、醤油業其ノ他直接監督スル處ノ会社ノ資本主、株主タルコトハ之ヲ避クヘシ

十 生計困難ナルトキハ自ラ恒ノ心ヲ失ヒ不正ノ誘惑ヲ招致スルコトナシトセス、故ニ各自分ニ応シテ家計ヲ整ヘ、節儉以テ己ヲ持シ不時ノ失費ニ備フルコトヲ心掛けシ

十一 生計費宿泊料等ノ支払ヲ怠リ再三督促ヲ受クルカ如キハ、官吏ノ体面ヲ汚カス甚タシキモノニ付、必ス此等ノコトナキヲ期スヘシ

十二 債ヲ負フコトヲ意ニ介セサル者ハ、遂ニ其ノ分ニ応セサル債務ヲ累ヌルニ至ルコトアリ、故ニ負債ハ平常之ヲ慎ムヘシ

同僚間ト雖モ貸借ハ可成之ヲ避クヘシ

十三 大酒暴飲ヲ慎ムヘシ、苟クモ醉酌ニ乘シテ暴慢不遜ノ行アルヘカラス

十四 逸樂ニ耽リテ職務粗慢ニ流ルゝカ如キコトアルヘカラス

十五 地方的感情ヲ有シテ全局ノ関係ヲ忘レ、情実ニ牽連シテ朋派ノ結合ニ傾キ、自ラ公務ニ累ヲ及ス力如キコトア
ルヘカラズ

十六 前各項ニ違背スルモノハ過失又ハ懈怠ノ一タルヲ免レサルヘケレハ、万止ヲ得サル事情アリテ之ヲ遵守スルニ
差支アル場合ニハ予メ内申シテ承認ヲ受クルヲ可トス

十七 本細目ハ雇員ニモ準用ス

(平5 熊本 17)

56 明治36年12月 土地測量法講習会における主税局長演説

原甲第三八二号 明治三十六年十二月十九日 大蔵省主税局長演説

別冊、土地測量法講習会ニ於ケル目賀田「種太郎」主税局長ノ演説、御参考迄三御送付候也

(別冊)

土地測量法講習会ニ於ケル目賀田主税局長ノ演説

此度土地測量法講習ノ為メ諸君ヲ召集致セルニ付キ心得ノ為メ一言ス

土地測量ノ必要ト土地台帳ノ要否ハ地租ノ制度如何ニヨリテ始メテ定マル、即チ地租ノ制度ナキ国ニ於テハ土地測量
又ハ土地台帳ノ整理ノ如キハ全ク不用ノ事務ナリ、彼ノ英國ノ如キ則チ然リ、名目上地租ナキニアラサレトモ、是レ
封建ノ因襲ニシテ租税トシテノ価値ハ甚タ少ナク、其税額ニ於テモ甚タ僅少ナリ、而シテ土地ハ單ニ不動産トシテ課
税セラレ、殊ニ其課税ハ専ラ地方税トシテ賦課セラルルニ止マル亞米利加合衆國ノ如キモ、亦英國ト其制度ヲ同フセ

リ、総テ國家力発達ノ初期ニ於テハ地租ヲ課スルハ最モ必要ノ手段ナルカ如シ、故ニ歐洲中英國以外ノ發達ノ古キ国ニ於テハ、地租ノ制度ハ古キ時代ヨリ存在スルヲ見ル、從テ土地台帳及土地測量事務モ亦之ニ伴ヒテ發達セリ、昨年白ラ伊太利、白耳義両国ノ土地ノ制度ヲ調査セルニ、矢張土地台帳及之三伴フ測量事務アリテ、殆ント我邦ト同一ノ状態ナリキ、是レ日本ノ土地台帳ハ白耳義国ノ式ニ摸ヒタルカ為ナリ、而シテ右両国ニ於ケル土地台帳ニ記載セル事項ハ、地租額ヲ始メ其所有者、所有者ノ身分、最後ニ所有權獲得ノ年月日及事由、其土地ノ面積、境界、体用、登記ノ年月日及其通知等ニシテ、我国ノ土地台帳ニ比スレハ寧ロ精細ナリ、又其取扱、保存ニ至リテハ少シク異ナル所アレトモ、其目的ハ則チ同一ナリ、今其取扱方ヲ略言スレハ、之ヲ簿冊トナサス一枚一枚トナシ、之ヲ各町村別ノ抽出ニ入レ排列シ置クカ故ニ、僅ニ一人ノ司者ヲ以て完全ニ其保存事務ヲ處理スルヲ得ルノ設備ナリ、而シテ地方ニハ技術者一二名アリテ、土地ニ異動アル度毎ニ之ヲ測量シテ、其台帳ノ異動ヲ訂正整理スルモノトス、故ニ我国ニ於テモ地租ノ制度ノ存スル限りハ、土地台帳ノ必要及土地測量事務ノ必要ハ多言ヲ用ヒシテ明ナリ、然ルニ從来ヨリ我国三施行セラレタル測量方法ハ如何ト云フニ、実ニ不完全ナリ、一例ヲ舉クレハ梵天ヲ立テ測量ス、余思惟スルニ梵天トハ往時檢地役人カ梵天帝釈等ノ諸神ニ起誓シタル因襲ニシテ、隨分旧套ヲ極メタリ、即チ到底一区画ノ土地ノ形状ヲ明確ニ表示スルニ足ラサルノ方法ナリ、然リト雖、將來陸軍省ノ土地測量カ漸次精細ニ施行セラレ、四級五級以下ノ三角ノ測量力完成セサル間ハ、測量ノ基礎正シキモノナリト言フヲ得ス、余ハ奉職以來土地測量方法ノ不完全ナルヲ認メタリシカ、先年以来沖縄県ニ於テ施行セル土地測量方法ハ、単ニ學術上ヨリ見ルトキハ未タ遺憾ノ点ナキニアラス、是レ國ノ施設上急ニ完全ナル方法ヲ施スヲ得サルハ已ヲ得サルモノナルヘシ、然シ從来ノ方法ニ比スレハ大ナル進歩ヲ見タルハ明ナリ

又從来ノ方法ハ單ニ租稅ヲ徵收スルカ為メニ測量シ、旧慣ニ基クモノニ過キス、課稅物件ノ所在ノ図又ハ植物所生ノ

範囲ノ図トモ言フヘキ多シ、故ニ若シ今日ノ民有地ノ面積ヲ以テ全国ノ面積ヲ計算セハ、実地ヨリモ減少スルヲ見ルノ不都合ナル結果ヲ生ス、測量事務ノ忽ニスヘカラサル、斯ノ如シ
歐洲中地租ノ制度アル國ニ於テハ、「カダストルアムト」、即チ地籍署官吏カ人民ノ依頼ニヨリ手數料ヲ徵收シテ民有地ノ測量ヲナスアリ、其測量図ハ実ニ登記ノ基本トナルモノニシテ、其登記簿ノ謄本ハ又土地台帳ヲ整理符合セシムルノ基本トナルモノニシテ、簡便ニシテ精確ナリ

然ルニ我国ニ於ケル地租ノ事務ハ、既ニ述ヘタルカ如ク旧慣ノ因襲ニシテ甚々振ハサルノ感アリ、是レ喜フヘキノ事ニアラス、英米ノ如ク地租ノ制度ナキ國ニ於テハ則チ可ナリ、既ニ地租制度ノ存在スル以上ハ其土地ノ異動誤謬ヲ精確ニ整理シ、以テ其所有權ノ存在ヲ明ニスル上ニ於テ必要ナルノミナラス、又日本ノ地租法ハ大ニ土地制度又ハ田制トモ言ヘキモノニシテ、社会的、經濟的、歴史的制度トシテ大ニ重要ナルモノナリト信スルナリ、而シテ我国ニ於テハ古來水帳又ハ御図帳ト称スル土地ニ関スル帳簿存在シ、地租改正ニ至リ之ヲ地価帳ニ変シ、更ニ白耳義國ノ制ニ倣ヒ今日ノ土地台帳ヲ制定セラレタルナリ

土地測量事務ノ重要ナル事、以上述ヘタル所ノ如シ、諸君ハ熱心ト勉強トヲ以テ此事務ヲ研究セラレ、完全ニ其職務ヲ尽サレンコトヲ希望ス

(明治三十六年十二月十五日　於講習会会場)

(昭43　札幌
13 - 2)

57 明治37年1月 定員不足による事務不備の実例

三十七年一月四日決印 即日発送印

親第一号

年 月 日 署長

局長宛

客月廿九口秘第二八一号付御照会ノ件取調、左ニ報告致候也

一項ノ実例

イ 当管内ノ地勢ハ円形ノ半島ニシテ中央ニ温泉ト称スル峻岳アリ、東西ニ南北ニ横断シテ行動スルノ自由ヲ阻害セリ、故ニ一朝有事ノ場合ニ於テ監視力ヲ集中セントスルモ多大ノ時間ヲ要シ、為メニ貴重ナル時機ヲ失セル等ノ実例ニ乏シカラス、要スルニ定員ノ不足セル結果、必要ニ伴フ監視力ノ配置ヲ適切ニ実行スル能ハサルニ基因ス

ロ 従来水上監視ヲ執行セシハ既發事件ノ水上ニ必要ヲ認メタル場合ニノミ実行セラレ、其施行事件ト雖モ概シテ完全ナル実蹟ヲ挙クル能ハサルコト多シ、要スルニ定員不足セルカ為メ平常水上ニ於ケル監視機関ノ設備不完全ナルニ基因ス、今常ニ水上監視ノ必要アル重要ナル地名ヲ挙クレハ左ノ如シ

湊町沿岸、西有家村須川、南有馬村大江、口ノ津港、加津佐村水月、串山沿岸、小浜港、千々岩沿岸

ハ 前項所掲ノ沿岸ハ酒類ノ出入最モ頻繁ナル港湾ナルヲ以テ、其陸上ニモ常ニ監視員ヲ配置シ、水陸相俟ツテ監

督ヲ完全ニ執行スルノ必要ヲ認ムレトモ、定員不足ノ為メ之レカ配備ヲ全フスル能ハス

二 左ノ事項ハ監視上必要ヲ認ムルモ、定員不足ノ為メ常ニ実行スル能ハス

1 檢査事務ト監視事務ヲ全然分割シ、各別ニ其専務員ヲ置クコト

2 夜間監視ヲ或ル程度マテ専行スルコト

3 和服監視専任者ヲ置キ偵察ヲ周密ニスルコト

二項ノ実例

定員不足ノ為メ一ヶ月間夜勤ヲ為シタル總月数式千百七拾八日（延日数）、（日数式百四十武日、一日平均
平均従事人員九人四分余）一日一人平均従事時間三時十八分ノ多キニ及ヘリ

三項ノ実例

イ 登記所・税務署間ノ登記通知事務、年々筆数増加ノ為メ其整理遅滞スルコト甚タ多キヲ以テ、僅カニ夜勤ヲ以テ繰縫セリ

ロ 統計事務ハ最モ慎重精査ヲ要スヘキモノナルニ、定員不足ノ為メ主任ハ總テ兼務者ナルヲ以テ、整理充分ナラヌ、殆ント其期ニ切迫シテ急遽調理ヲナスノ傾キアリ、故ニ誤謬モ亦尠ナカラス

ハ 第五項ニ括記ス

四項ノ実例 無シ

五項ノ実例

1 営業税・所得税事務ノ専務員ヲ置クノ余裕ナキヲ以テ、常ニ調査不行届ノ感アリ

2 滞納処分ハ遲滞ナク決行スルヲ可トスレトモ、人縛リノ都合ヨリ概シテ他ノ用務ノ序ヲ待ツノ已ムヲ得サルヲ

以テ、自然遲延スルコト多シ

3 定員不足ノ為メ無申告異動地ノ取締方甚ダ不行届ノ感アリ

4 土地台帳謄本ノ下付ヲ請フモノ年々增加ノ為メ、他事務遲滯ノ一因トナレリ

5 相続ノ土地及未登記土地等、所有権移転ノ書換ヲ請フモノ非常増加ノ為メ、整理遲延スルコト尠カラス

秘第二八一号

明治三十六年十二月廿九日

島原稅務署長殿

長崎稅務監督局長印

調査上必要三付、左記ノ事項ニ就キ其実例ヲ至急調査ノ上、來ル三十七年一月五日迄ニ到着スヘキ日取ヲ以テ發送相成度、此段及照会候也

一定員不足ナルカ為メ必要ヲ認ムル監視上ノ計画モ之レヲ實行スルコトヲ得ス

其实例

イ 監視力ノ集中又ハ分派ヲ自由ナラシムルコトヲ得サルコト

ロ 水上ニ監視員ヲ配置シ、其監視ヲ完全ニ執行スルコトヲ得サルコト

ハ 河海ニ沿フタル陸地ノ要部ニ監視員ヲ配置シ、其監視ヲ完全ニ執行スルコトヲ得サルコト

二 其他監視上必要ト認ムルモ實行スルコト能ハサル事項

二 定員不足ナルカ為メ勤務時間ノ延長トナリ、夜間ノ勤務ヲ要スルコト甚タ多シ

其実例

一ヶ年夜勤ヲ為シタル總日数及其人員（通常ノ執務時間以外ニ勤務シタル一人凡ソノ平均時間ヲ付記スルコト）

三 定員不足ナルカ為メ一体ノ税務ニ渋滞ヲ來ス

其実例

イ 登記所・税務署間ノ登記通知及其加除ニ遅滞ヲ生ス

ロ 総計ノ整理充分ナラズ

ハ 其他人員不足ノ為メ困難ヲ感シ居事実

四 前項ノ如キ繁務ノ為メ直接ニ署員ノ疾病又ハ辞職ノ原因トナリタルコトノ有無

五 以上ノ外定員不足ノ為メ税務執行ノ充分ナルヲ得サル事項ノ実例

58 明治37年1月 煙草専売に対する方針

秘第七号

煙草専売三対スル方針三付別紙ノ通内牒有之候条、心得マテニ送致ス

明治三十七年一月十三日

大阪税務監督局長 渡辺義郎印

(平18 福岡 183)

御坊税務署長 岡 元徳殿

官房秘一〇一八号

烟草專売三対スル方針ニ付別紙ノ通大臣ヨリ各府県知事へ訓示相成候ニ付、御心得迄ニ及御送達候也

明治三十六年十二月廿九日

大藏次官法学博士 阪谷芳郎

大阪税務監督局長 渡辺義郎殿

煙草專売法案ハ詳細ナル理由書ト共ニ曩ニ回付致シ置候處、今般衆議院解散ニ付該法案ノ議院提出并実施ハ多少遷延ヲ來シ候得共、政府ノ烟草專賣ニ対スル方針ハ毫モ変動無之、必ス目的ヲ貫徹スルノ考ニ有之候

抑モ東洋今日ノ形勢ハ、帝国政府ハ勿論各國政府共ニ平和ノ維持ニ熱心ナルコトハ言ヲ待タサレトモ、何時意外ノ変調ヲ來スヤモ計ラレス、此時ニ当リ一方ニ於テ歳計ノ節約ヲ力ムルト同時ニ、一方ニ於テ國庫ニ財源ヲ豊富ナラシムルノ途ヲ講スルハ、最モ急務ニ属スルハ之亦論ヲ待タサル所ナリ、況シヤ帝国ノ殖産、貿易ノ設備、教育交通ノ完備及国防、其他清韓両国ニ対スル帝國利權拡張ノ為メ施設スヘキ事項ニ要スル経費ノ支出ハ日ニ月ニ多キヲ加ヘ、其支弁ニ充ツヘキ財源ノ増加ヲ要スルハ、平和ノ永続ト共ニ愈々急ヲ告クルニ於テヲヤ、故ニ財源増加ノ必要ハ平和ノ破ルヽト破レサルトニ論ナク、何レノ途最モ急要トスル所ナリ

昨年ニ至リ宇内ノ形勢ハ我邦海軍ノ新拡張ヲ必要トシ、其予算ハ今年五月臨時議会ニ於テ成立ヲ告ケタリ、而シテ之ニ要スル財源ハ地租増徵ヲ以テスルノ経画ナリシモ、議会ノ認ムル所トナラス、然ルニ公債ノ募集ハ目今我邦經濟上

不可ナルヲ以テ、終ニ海軍ノ拡張ハ現在既定ノ財源中ヨリ支出セサルヘカラス、此ニ於テカ財源増加ノ途ヲ講スルハ
愈々急要トナレリ、試ニ思ヘ、明治三十七年度ヨリ地租ハ其増徴ノ満期ニヨリ一ヶ年千百万円ノ減少トナリ、海軍ノ
第三期拡張費ハ新ニ加ハリ、軍艦水雷艇補充基金法ニ依ル積立金六百五拾万円モ新ニ編入ヲ必要トス、其他酒税三於
テ数百万円ノ減少アリ、故ニ此数項ノミニ付計算スルモ、財源増加ノ途ヲ求ムルハ既ニ避クヘカラス、況シヤ亦時局
ノ必要上陸海軍備等ニ於テ不時ノ準備ニ要スル所少ナカラス、之レ皆他日ニ至リ精算支弁ノ方法ヲ講セサルヲ得ス
故ニ今日ノ事一トシテ財源増加ノ必要ヲ訴ヘサルハナシ

幸ニ今日ニ於テハ帝国財政ノ基礎ハ甚タ鞏固ニシテ、加フルニ行政財政ノ整理ニヨリ歳計ヲ節約シ事業ヲ繰延、以テ
出入ノ均衡ヲ保持シ来リタリト雖モ、将来ニ於テ歳出ハ愈々増進ヲ来シ、而シテ歳入ハ之カ增加ヲ計ルコトナクンハ、
終ニ出入ノ均衡ヲ失シ財政ノ基礎ヲ薄弱ナラシムルニ至ルヘシ、之レ断シテ政府ノ取ラサル所ナリ

然ラハ財源増加ノ問題ハ其必要上最早一点ノ疑ヲ容レサル所ナリ、而シテ残ル所ハ如何ナル財源ニ於テ其増加ヲ求ム
ヘキニアリ

帝国歳入中一ヶ年千萬円以上ノ增收ヲ得ヘキモノハ、地租酒税及烟草專売ノ三ツナリ、其他ノ歳入ハ近キ将来ニ於
テ急ニ巨額ノ增收ヲ為スヘキ余地ヲ存セス、而シテ地租ノ増徴ハ政府ニ回之ヲ試ミテ終ニ議会ノ容ル、所トナラス、
酒税ハ近年減少ノ傾向アリ、目下其徵収上整理ヲ必要トシ、之レカ増率ヲ為スヘキ時期ニアラス、故ニ今日ニ於テハ
歳入増加ノ問題ヲ解決スヘキモノハ、烟草專売ヲ措テ他ニ良法アルコトナシ

我邦煙草ノ消費力ハ多大ニシテ、年ヲ逐テ増進シ大ニ伸暢ノ余地アリ、且其負担タルヤ所謂烟ニ賦課スルモノニシテ、
最モ弊害少ナク、徵収上亦頗ル容易ナリ、之ヲ各国ノ実歴ニ徴シ、之ヲ政府數年ノ調査ニ考フルニ最モ適當ノ財源ナ
リ、況シヤ我邦煙草經濟上ノ利害ヨリ見ルモ、「トラスト」ノ侵入ハ既ニ非常ノ大勢力ヲ以テ圧迫併呑ヲ逞フシ、政

府煙草專売ノ時期ハ最早一日ヲ緩フスヘカラス、是レ実ニ政府ヲシテ断乎タル決心ヲ為サシメタル所以ナリトス
煙草專賣法案并其詳細ナル理由書ハ既ニ熟読セラレタル所ナルヘキヲ以テ、今更茲ニ多言ヲ要セス、今ヤ衆議院議員
總選挙ハ來年三月一日ヲ以テ挙行セラル、ニ付テハ、選挙人其他地方人民中或ハ煙草專賣ニ對スル政府ノ趣旨并方針
ヲ誤解スルモノナキニアラサルヘキヲ以テ、其趣旨并方針ヲ正実ニ周知了解セシム様、深ク注意アランコトヲ望ム
右訓示ス

明治三十六年十二月廿九日

大蔵大臣男爵 曾祢荒助

(昭55 大阪 4)

59 明治37年2月 稅務官吏保護の件

内達第八号

稅務署長

稅務官吏保護ニ關シ別紙写ノ通牒有之候ニ付、予メ警察署ニ協議シ置キ時宜ニ依リ保護援助ヲ求ムヘシ

明治三十七年二月一日

仙台稅務監督局長 佐々木藤太郎

(別紙)

主秘三四号

本月九日付主秘第一号ヲ以テ、稅務官吏保護ニ關シ當省大臣ヨリ内務大臣ヘ御照会相成候次第ハ、當時不取敢及御通

知置候處、今般別紙ノ通り同大臣ヨリ回答有之候ニ付及通牒候條、将来ハ右内務大臣回答ノ如ク税務官吏ニ於テ職務執行上危害ノ虞アリト思量シタルトキハ、予メ警察官署ニ通報シ保護援助ヲ求メラレ可然、依命此段及通牒候也

明治三十七年一月廿七日

仙台税務監督局長 佐々木藤太郎殿

大蔵省主税局長 目賀田種太郎

藏甲第一号

本月七日付往第四三号ヲ以テ御照会相成候件ハ、別紙ノ通序府県長官へ通牒致サセ置候条、右様御了知相成度、猶将来税務官吏ニ於テ職務執行上危害ノ虞アリト思量シタルトキハ、予メ警察官署ニ通報シ保護援助ヲ求メラレ候様致度、此段併テ申進候也

明治三十七年一月二十二日

内務大臣伯爵 桂 太郎

大蔵大臣男爵 曽祢荒助殿

(別紙) 藏甲第一号

税務官吏職務上ノ保護及援助ニ関シテハ、三十四年中大臣ヨリ訓令ノ次第モ有之候義ニ付、夫々注意補助相成居ル義ト存候得共、猶ホ不正通脱ヲ計リ、甚シキハ暴力ヲ以テ官吏ニ抵抗シ、以テ職務ノ執行ヲ妨害スルモノ益々其ノ数ヲ加ヘ、現ニ客月中ニ於テモ千葉県管内ニ於テ酒類製造人カ其ノ密造ヲ摘発セラレタルカ為メ、言語ニ絶スルノ惨状ヲ以テ二人ノ税務属ヲ慘殺シタル者有之、斯ノ如キハ独リ税務官吏身元ノ危険ニ止ラス、国家必要ノ財源安固ナラス、国務ノ進暢ヲ阻礙スルニ至ルナキヲ保セス、時局多端国家財用ニ急ナルノ今日、一日モ黙過スヘカラサル義ト存ラレ候条、此際特ニ警察官吏ニ戒諭シ直接間接税務官吏ノ職務ヲ補助シ、兼テ其ノ身辺ヲ保護候様致度、本件ハ大蔵大臣

照会ノ次第モ有之候ニ付、依命特ニ及通牒候也

明治三十七年一月二十二日

内務次官 山縣伊三郎

(参照) 稅務官吏保護ニ關スル件

曩者千葉県下ニ於テ濁酒ヲ密造シタル酒類製造人ヲ言語ニ絶スル慘状ヲ以テ、犯則ヲ検挙シタル税務官吏両名ヲ殺害シタルノ事件アルヤ、大藏大臣ハ直ニ左記ノ如ク内務大臣ニ照会シテ一般税務官吏ノ保護ヲ求メラレタルニ、今回内務大臣ハ特三次官ニ命シ警察官吏ヲシテ直接間接ニ税務官吏ノ職務ヲ援助シ、兼テ其ノ身辺ヲ保護セシムヘキ旨地方長官ニ通牒セシメラレタリト云フ

大藏大臣照会書

租税歳入中税額ノ最モ多キ酒税ノ消長ハ財政上実ニ重要ノ事項ニシテ、国務ノ進行國運ノ發展ハ之レカ為メ少カラサル影響ヲ受クル次第三有之、酒類製造ノ改良ヲ誘掖シテ其ノ税源ヲ涵養シ、犯則脱税ノ防止ヲ励行シテ其ノ徵収ヲ完全ナラシムルコトニ付テハ、本大臣就職ノ初ヨリ特ニ意ヲ用キル所アリ、諸般ノ措画總テ此方針ヲ以テ一貫シタル儀ニ有之候、然ルニ取締ノ周到ヲ加フルニ隨ヒ犯則ノ手段モ亦一段巧妙トナリタルノミナラス、一旦犯則ニシテ發覚セラルトキハ、犯則者ハ百方証憑ノ湮滅ニ努メ、時ニ暴力ヲ以テ當該官吏ニ抵抗スル者漸ク其ノ数ヲ増加シ、最近ノ調査ノミヲ以テスルモ職務執行中税務官吏カ暴行ヲ受ケタルモノ実ニ數十件ニ及ヒ、其ノ甚シキニ至リテハ客月二十七日ニ於テ東京税務監督局管内銚子税務署在勤税務属両名、部内酒類製造人力濁酒ヲ密造スルコトヲ探知シ現場ニ臨檢シ、犯則ニ係ル濁酒七石余ヲ差押ヘ成規ニ從ヒ相当ノ手段ヲアシタリシニ、製造人ノ家族二人相謀リ凶器ヲ以テ両税務属ニ暴行ヲ加ヘ、言語ニ絶スル慘状ヲ以テ之ヲ殺害シ、屍体ヲ付近ノ小溝中ニ埋メ置キタル事実アルニ至レリ、

比較的少数ノ官吏ヲ以テ全国多額ノ課税物件三対シ検査査定ノ任ニ当ラシメサルヘカラサル今日ニ在テ、税務官吏職務上ノ劳苦ハ実ニ想像スルニ余アリ、而カモ其ノ職務タルヤ其ノ執行ヲ受クル者多クハ之ヲ喜ハサルヲ常トス、職務ノ性質既ニ此ノ如ク、又職務執行ニ危險ノ伴フコト彼ノ如シトセハ、国民ハ特ニ税務官吏ノ職務執行ニ同情ヲ表シ、出来得ル限り之ニ便宜ト保護トヲ与フルニ非サレハ、国家力必要トスル財源ノ供給ニ於テ或ハ遺憾トスヘキ場合ヲ生スルナキヲ保セス、税務官吏及専壳官吏ノ職務執行ニ付相当ノ援助ヲ与ヘラレンコトニ付テハ、本大臣ハ貴省ニ会同シタル地方長官ニ対シ屢々希望ヲ陳述シ、貴大臣モ亦之レカ為ニハ特ニ地方長官ニ訓令セラル所アリ、地方長官力貴大臣及本大臣ノ希望ヲ空ウセサリシコトハ、本大臣ノ深ク諒トスル所ナリト雖、今回千葉県下ニ起リタル悲ムヘキ事実ヲ見ルニ至リ、本大臣ハ茲ニ再ヒ貴大臣ノ同情ニ訴ヘ、地方官民ヲシテ税務官吏ノ職務執行ニ対シ今一層便宜ト保護トヲ加フルニ至ラシムルカ為、特ニ地方長官ニ訓示セラルル所アルコトヲ望マサルヲ得ス、時局多端國家ノ歳入ヲ完全ニ徵收スルコトハ現下実ニ急切ノ要務ニシテ、其ノ成績ノ挙否ハ直ニ民人ノ安寧幸福ニ関係ス、此時ニ当リ国民ハ宜シク自ラ納稅ノ公義務ヲ完全ニ履行スルト同時ニ、税務官吏ヲ助ケ国庫及正業者ノ損失ニ於テ不法ノ利得ヲ為サントスル者ノ制圧ニカヌサルヘカラス、貴大臣カ特ニ此義ヲ明カニシテ地方長官ニ訓示セラレ、地方官民力税務官吏ト協力シテ税法ノ執行ヲ完全ニシ、苟モ税務官吏ノ身辺ニ危難アラントスル場合ニハ、警察官吏ハ勿論其ノ他官民一般全力ヲ尽シテ之レカ救護ニ当ルニ至ラシメラレンコト、本大臣ノ切望シテ已マサル所ニ有之候、茲ニ右及御照会候也

明治三十七年一月七日

内務大臣宛

大蔵大臣